

第三百三回 参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和六十年十二月十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月十一日

辞任

上野 雄文君

補欠選任

寺田 熊雄君

出席者は左のとおり。

委員長 増岡 康治君

理事

松浦 功君

吉川 芳男君

佐藤 三吾君

井上 孝君

岩上 二郎君

上田 稔君

大河原 二郎君

加藤 武徳君

金丸 三郎君

上條 勝久君

出口 廣光君

志苦 裕君

丸谷 金保君

中野 明君

神谷信之助君

坂山 映子君

國務大臣

大蔵 大臣

厚生 大臣

自治 大臣

政府委員

警察庁長官官房

警察庁警務局長

大堀 太千男君

鈴木 良一君

増岡 博之君

古屋 亨君

議院送付

○委員長(増岡康治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨十二月十一日、上野雄文君が委員を辞任され、その補欠として寺田熊雄君が選任されました。

○委員長(増岡康治君) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤三吾君 きょうは大蔵大臣、本当なら私は三時間質問するんだけど、三時間ここに座ってもらわなきゃいかぬ。しかし各委員会との、文教や他の委員会の関係もございましてどうしても四十分間にサビしてこれというところで大サビをしたらんですから、答弁の方はつれない答弁じゃこれはもう何のためサビしたかわからぬわけだから、その点あらかじめ大臣に冒頭に要請しておきたいと思うんです。

質問に入る前に一言だけ大臣がせっかく来たんですから聞いておきたいんですが、きょうの日経に出ていますようにいわゆる高率補助の一割削減ですね。この問題については去年はたしかことし六十年年度限りという大臣間の協定を結んでやったのが、またぞろ一割引き下げで二千億浮かして、しかも国の財政に協力してくれなくなて、この二千億を新たに地方で事業を起こしてもらって、そして三割の総事業費をふやさんだという、こういう大蔵で決めて、自民党の政調会長の方に申し入れをしたというのが出ておるんですが、これは一体どういうことでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 最初の御意見に對しましては私も忠実に四十分間務めます。

今の問題は、私の予測するところでは、いずれにせよ補助率問題、補助金問題というのは今検討会の御審議をいただいておりますなかでございまして、何がどのように確定したという性格のものではございません。それから、佐藤さんとの議論でございまして、大人の議論とでも申しましょるか、いわば暫定措置として一年間、こういうことをやったことは事実でございまして。したがって、明年からどうするか、こういうことに対してはこれから閣僚協議会等で検討いたしますと、それができまして今検討会というもので協議がなされておる、こういう段階でございまして。

それから次のものは、恐らくこれも想像でございましてけれども、何はともあれ公共事業の事業費あるいは事業量をふやしていかなくやならぬ、しかしおのずから国の財政の出動には限界がある、したがって、地方単独事業でありますとかそういう問題について期待をしたいというふうなことからこの話を折々しておるという段階であって、まだ予算編成大綱も決まったわけじゃないから、そこで、過程におけるディスカッションの段階、こんな感じではないかなというふうに思っております。

○佐藤三吾君 私もそうだと思いますけれども、これは、自治大臣横に座っておって、去年のこの委員会の経緯もございまして、承知なのか、それともどうなのか、これはちょっと後でまたお答え願いたいと思いますが、私はやはり大臣、お互いに約束したことはきちっと守っていかなくやね。一割削減については六十年年度限りという大臣間の約束があるわけでしょう。それを含めて去年の予算審議のときには承認をしたという経過がある。しかも、ことしについてはそういうことを繰り返さないために専門に検討会をつくってやっておるという過程がある。それを無視してきょう自民党の政調会長の方にこの案を持ていったというこ

本日の会議に付した案件

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第三百三回国会内閣提出、第三百三回国会衆

とが出ておるんですけれども、こういうようなやり方というのは私は信義に反する、同時にやっぺりならぬことだと思ふんですね。そこら辺今お聞きしますとまさに部内の議論の段階だということなら、大臣ここははっきりこの際さういふことはない、昨年の約束は守っていく、この点だけは明確にしてください。

○国務大臣(竹下登君) したがって、検討会の推移を現在の段階では見守っておる、こういうことでございまして、予算編成過程においてその検討会、それから閣僚協議会等で詰めていかなきゃならぬ問題だというふうに考えております。ただ、佐藤さんの政党も私の所属する政党もいろんな案を検討するように言われることはございまして、それに対しては大変忠実に問題点を指摘したりして接触をしておりますので、国会なんかどうでもいいとかというように独走するなというところは、私も国会の子でございまして、全く考えておりません。

○佐藤三吾君 自治大臣、何かコメントございませうか。

○国務大臣(白屋亨君) 閣僚会議のもとに有識者の懇談会で今検討が続けられております。なかなか議論があつて結論までは大変でございまして、それを受けて閣僚会議で議論をして決定されるというところでございまして、去年のいきさつも十分私は知っておりますし、国会の先生方の意向もよくこの議論のときに承っております。そういう点を頭に置きながらこの問題に対処してまいりたいと思つております。

○佐藤三吾君 その点はひとつ篤とお願ひしておきたいと思ひます。

それでは共済年金に入りたいと思ひます。まず、せっかく大蔵大臣お見えですから、これはまた後ほど厚生大臣にたまたましたいと思つておるんですが、制度の七十年一元化の問題です。今度の一連の改正の際に政府・自民党さんの方で強調なさるの七十年公的年金の一元化が目標だ、そのために今度の改正に入るんだと、こういういろいろ

ろな説明をいたしておるわけです。しかし、衆議院段階の議論の状況を見ますと、一体七十年まででどういふ内容で、どういふスケジュールでやっていくかというところについては全然明らかにされてないわけなんです。これは私は非常に無責任な言ひ方だと思ふんです。特に今度の改正で、御存じのとおり公務員関係の共済の皆さんは既裁定者の皆さんも含めて大変な犠牲を伴う。犠牲を伴う内容であるだけに、しかし七十年にはこうなっていくべきだという、だからひとつ今度是我慢してくれぬか、納得してくれぬか、こういうものがあつてしかるべきだと思ふんです。その代案がないわけですよ。これは後ほどまた厚生大臣に聞きますけれども、衆議院段階の厚生大臣の答弁を見ますとほとんど棒のんだような原稿丸読みの答弁をしておるようですから、竹下さんは少なくとも来年は総裁、総理候補ナンバーワンと、こういう方でございまして、これは大方の構想は持つておられるだろうと思ふ。そういう意味で七十年一元化に向かつてどのようなプロセス、内容、展望、こういうものを持つておるのか、まずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは私も決して年金の専門家ではないので、実際問題今度の年金審議に当たりまして、いわば百点の知識を持つていらつしやる方と、まあ共済年金といへばともに助けることだなどという五、六点の知識があるんですが、私なりに質問を受けながら勉強して今四十点ぐらいまでいつているのではないかと、私は自己採点をしております。これは素直に申し上げます。

ただ、振り返つてみますと、まずは国鉄共済救済といふことも大きな目的の一つであつた国家公務員等共済組合法の改正をしてもらつた、あれが私は第一段ではなからうかというふうに思ふわけでございます。その際感じましたのは、元電、元専売、それから国家公務員の方がいわば、私が少し言葉を使い過ぎて時に誤解を生んだ嫌いもございまして、労働者連帯という形でとにかくまず

は第一段が成立していただいた。そこで第二段というのが私は昨年御審議いただきました国年、厚年の基礎年金導入の問題ではなかつたかと。そこで今度の御審議いただいているのもろもろの四法案というものが、これが通過していただきますと給付の面でほぼ一元化の体制が整う、これがまあ言えるのじゃないかなあ、こんな感じがしております。

そうすると、その後別途出てきましたこととして、国鉄の前掲の人員等が狂う可能性があると、いうことに対応する問題を含めながら今度は負担の一元化、こういうようなスケジュールをたどつていくのではなからうかなあ、漠然とそういうことを考え、それらもろもろの、何分生い立ちが違ひますから、一つ一つ本当に法案を全部頭の中で整理しておるかとおつしやれば整理しておるとは絶対に申せません。それはいろいろな異なつた組み合わせがあり、あるいは数理計算があり、そういうものを念頭に置きながらまあ給付の一元化、負担の一元化、そして七十年に向かつて長期的な安定、こういうふうな方向でいくべきではなからうか、こんなことを自分の頭の中で折々考へておるといふ程度でございまして、年金担当大臣でもございせん私の知識の限界はそんなものだなというふうに思つております。

○佐藤三吾君 なかなか御謙遜のようですけれども、そうしますと、今第一に国鉄救済、その次に基礎年金の導入、それから今度は給付の一元化、こういう三段ロケットといふか三つの段階を踏んできたと。それで今お聞きしますと、これは後ほど聞きますが、国鉄は六十四年まで一つのめどがついた。六十五年以降については長期安定というだけではないのですか。

○国務大臣(竹下登君) これはたびたび官房長官と我々協議いたしました政府統一見解、早口で読み上げてみます。

国鉄共済年金については、財政調整五カ年計画の終わる昭和六十四年度までは、政府とし

て、国鉄の経営形態等の動向を踏まえつつ国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加え、支払いに支障のないようにいたします。以上については、昭和六十一年度中に結論を得、その後できるだけ速やかに具体的立法措置に入ることにいたします。

なお、昭和六十五年以降については、その後速やかに対策を講じ、支払いの維持ができるよう措置いたします。

この中でも触れられておりますように、国鉄共済年金につきましては六十四年度までの支払いに支障が生じないよう解決策を講ずることが当面の緊急課題である、六十五年以降については、その後速やかに対策を講じ、支払いの維持ができるよう措置する、こういうふうに申しておるわけでございます。したがって、その意味におきましては御指摘ございましたとおり今後の検討課題でありまして、現段階において具体的案がこのようにございましてという状態には残念ながらございせん。

○佐藤三吾君 そうしますと、自民党の公的年金調査会が六十五年に共済グループの統合を出しておる。これが昨年の二月の閣議決定から消えており、そして今度は七十年公的年金一元化、こういう形で出てきたわけですね。したがって、六十五年共済統合といふものはもう消滅した、こういうふうに理解していいんですか。今後は共済年金の統合や制度の一本化ではなくて、今あなたがおつしやつたように、給付の一元化がこれで一つできるから、今後は負担の一元化とか支給開始年齢の改善とか、こういうようなところに重点が移る。したがって、国公、地公共済も財布は一つではないわけですから自主運用をやっていく、そして今の共済制度は当然として残る、こういうふうに理解をしていいんですか。

○国務大臣(竹下登君) あるいは私の答弁で足りないところがありましたら事務当局から補足することになります。確かに自民党のグループの集団の中で六十五年共済統合問題というのが議論され

ておることは私も承知しております。

今の政府の段階でそれを考えているかとおっしゃいますと、今のところ考えておりませんというお答えをせざるを得ないと思っておりますが、いづれにせよ今確定した、さればとて現段階で具体的な案があるわけじゃございませんので、やっぱり引き続き給付と負担面の制度間調整を進めて、要するに、七十年をめどの公的年金の一元化を完了したい、こういうことでございますので、歯切れが悪いわけではございませんが、今のところ具体的な案があるわけではないことを言わざるを得ないと思っております。

○佐藤三吾君 そうすれば、これからはいわゆる負担と給付の制度間調整というか、それぞれの共済については残して、そして制度間で調整をする、こういうふうな理解ですか。

○政府委員(門田實君) お答え申し上げます。

年金の一元化問題というのはなかなかその意味、内容もいろいろございまして、そこは考え方がいろいろあり得るわけでございます。負担の調整といふ場合にも、いわば一本の法律でもうかちと一つのものになってしまうという考え方もありますれば、制度はそれぞれに併存しながら、しかしながら、その給付水準、負担水準というものが相互にバランスがとれておる、こういう状態が一つの一元化ではないか、こういう考え方もあるわけではございません、そこは今後のこれを具体的に検討していきまます過程でやはり大いに御議論をいただかなかないかぬ問題だと思ひます。

ただ、私も実際にこうやって共済制度を担当しております立場から言いますと、やはり各制度にはそれぞれの歴史、沿革というものがございまして、理論で言いますように、何か白紙に絵をかきような一元化というものがなかなかそう簡単にはできないものではないという率直な実感を持っております。

○佐藤三吾君 私もそうだと思うんですね。それをどうして大臣がきちんと歯切れよく言えないの

かわからないんです。公務員共済というのは、これは率直に言つて公務員制度の一環としての重大な部分を持つておるわけですね。それを一緒に一元化なんという、私は、できもしないと言つては悪いけれども、そんなことは混乱を招くんじやないかと思う。何か今の一元化と言へば、ばらばらな共済制度をあつかも全部一本にまとめて一元化するんだという印象にとられるわけですね。そうじゃないんでしよう。今の共済のそれぞれの沿革なり歴史なり公務員制度の一環として考えて見れば、これはやはり併存をして、そしてその中で給付や負担のバランスをどうとっていくか、こういうことはあると思ひますよ。また、しなきゃならぬと思ひますが、そういうことじゃないのですか。ここら辺はひとつ大蔵大臣はつきりしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる統合という言葉を使わないで一元と言つておることは、そういう歴史、沿革等も考慮して将来にわたつていろいろ知恵を絞つてみましても、使つ言葉としては統合と言つても一元と言つても適切だと思ひます。立つておることは事実でございます。確かにこれだけの歴史の相違、まさに生い立ちの違ひがいろいろございまして、振り返つてみますと元電、元専売等の際は、まだかつては非常に生い立ちがとも公務員というものであつたという、大変近しい親戚だという印象がありましたが、これも民営化しますと現実問題として生い立ちよりも現在変質してきておるというふうな状態もございまして、これはよほど頭のいい人が検討してかかるぬと本当に国民の理解と協力は確実に得られぬ、七十年のめどというものは重要なことだなあと、こんな感じは問題意識としては持つております。

○佐藤三吾君 そうすれば、大蔵大臣の方は統合と言わずに一元化と言つたことは何かと言へば、やっぱり各共済の併存の中でのバランスの一元化をとつていくんだ、そういう理解と受け取つていいわけですね。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、そういう言葉を使つておられますことは、具体的内容については今後の検討課題にいたしましても、今御指摘のあつたような問題意識が私どもの脳の中にも存在しておるからそういうことを申し上げておるわけでございます。

○佐藤三吾君 これはいいですが、自治大臣も同じ考えですか、どうですか。

○国務大臣(白屋亨君) 今のお話でございますが、七十年に向けて、大蔵大臣の答弁にありまして、七十年に向けて、一元化という言葉を使つたように、統合ではなくて一元化という言葉を使つて、給付等は調整しなければならぬと思ひますが、そのものは残つていかなきゃならぬ、それで同時に、未加入の地方の共済組合についても地方共済連合会の方へ話し合ひがつけばやはり入つていただきたいという感じを持つております。

○佐藤三吾君 時間ございせんから次に進みます。

さつき大蔵大臣の方で国鉄共済の統一見解を発表いただきましたが、念を押して悪いんですが、このことは六十四年度までは現行の財調五カ年計画に変更はない、この中でやつていくんだ、当然地共済や厚生年金からの財政調整はない、こういうふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(門田實君) ちょっと私の方から御説明いたしますが、六十四年度まで現在設けております五カ年間の財政調整計画につきましては絶えず状況の変化に応じて見直しを行うということになつておりますから、今後いろいろなことはあり得ると思ひます。ただ、そのことが他の共済との関連でどうかということになりますと、これは衆議院におきまして官房長官が発言されたところでありますから、こういうふうな存するわけでございます。

○佐藤三吾君 ちょっと今聞かえなかつたが、大臣もせっかくおるんだから、大臣言つてくださいよ。

○国務大臣(竹下登君) いろんな変化が六十四年までにはあるかと思ひますが、今申し上げております

すまず一つの問題、私も議論して整理しましたのは、「国鉄の自助努力」とは何ぞや、こういう議論を一つしました。国鉄の自助努力は今の時点では明確ではないが、資産処分等を含めて検討していただくことにならうと思ひ、こういうことを申しました。

それから、「諸般の検討」とは何を意味するか、現時点では明確に申し上げられないが、例えば、積立金の処理等の諸般の検討を行うということが申し上げられるんじゃないか。

それから次に、「諸般の検討を加へ」の中に、これは佐藤さんの御質問とある程度軌を一にすることになります。他制度からの財政調整を含むかという問題につきましましては、国鉄の自助努力は幾らかということも現時点では正確に数量的なこととは言えない。国の負担につきましても理屈のあるものしか出せません、まあ簡単に言ひますと、だから、現時点でこれも国の負担が幾らかというふうなこともお答えはできません。理論的には他制度からの連帯はあり得る。しかし、強いて言へば現時点では考へておりませんということ工夫して、官房長官や私どもで相談してつくりました答弁でございます。

○佐藤三吾君 それは議事録を読みました。理論的にはあり得る、現時点ではない。何か御問答みたいなことですけれどもね。大臣、これはそういう道を探せばあるかもしれぬ、今あなたの言つた答弁を解釈しておるわけだけれどもね。しかし、する考えはない、できるだけ財調五カ年計画の中で全力を挙げて国の負担と財産処分もしくは積立金の処理、こういう三点を中心をやつていくんだ、その方が素直に聞かえるんですね。それども、そういうふうな受け取つていいんですか。

○国務大臣(竹下登君) 理論的には他制度からの連帯はあり得るというのは、いわば共済制度の哲学を壊しちゃならぬという気がしまして、むしろ私が主張したような気もいたします。と申しますのは、国鉄等の統合の際に私も労働側、経営側を問わず、審議会には私出まされんけれども、懸

談会にたびたび出まして、いろんなああでもないこうでもないという議論をしながら、最後にはやっぱり労働者連帯だなど、こういう感じで、本当に素直な表現をすれば涙が出るような気持ちで私聞いてたんです。そうすると、地方公務員との、親戚かどうかなんかとは別といたしまして、やっぱりある種の連帯というものは共済制度という哲学の中にはあり得るなあと、こんな気持ちがないわけじゃないです。それをちょっと主張し過ぎたものでございますから、感激の余り。

それが今度は国民連帯なんて僕が言いましたら、それは大変に広げるんじゃないか。しかし、国民連帯の中には一般歳出からの国民の税金を出すわけですからそれが入っているんじゃないですかとかいような議論をしながら、いろいろ積み重ねてみると理論的には連帯はあり得る、しかし、現時点でそれをまず連帯ありきと念頭に置いて考えておるわけじゃないと、いふのが一番正確なかなと。私の答弁、いつでも言語明瞭ですが、意味不明のことが多いので反省をしております。

○佐藤三吾君　しかし大臣、あなたなかなか話がうまいからごまかされやすいんだが、衆議院であんながいわゆる国際連帯だ、国際までいかなきゃ国内連帯だとやったわけですね。これは大変だということであなただに随分迫ったと思うんで、その結果さっきの統一見解が出てきた。その統一見解が了承されたというか、それでおさまたつたということは、逆に言えば、国の姿勢として国の責任でこの問題についてはやるんだと。国鉄問題というのは国鉄の労働者の問題じゃないと思うんです。言いかえれば、今度の分割・民営化にしてもこれは国の政策でやるわけでしょう。労働者の意見を聞いたわけじゃない。その結果共済まで崩壊するという現象になってきている。

ですから、やっぱり責任は国が明確にする、そうして六十四年までは他に迷惑をかけないように自助努力なり、さらに諸般の検討と言えは積立金

を含めての処理、こういうことでやります、そういうことは、財政調整というのは理論的にあっても私は今毛頭持っておりません。これが衆議院の連合審査における確認として了解されたとは僕はどう思っています。それが何か国会が終わる、参議院にきて終わればまたぞろ、いやそうじゃないんだ、財政調整をやってもらわにや困るんだとかいう議論になるとこれまた混乱を起すと思うんで、これは、あなたの上手な答弁でもありませんが、衆議院の統一見解に基づいてこれの中には毛頭ない、これだけははっきり言った方がいいんじゃないんですか。

○国務大臣(竹下登君)　衆議院におきましてもお

おわれ今のような答弁をしてまいりました。私自身、今いって制度間調整で労働者連帯のさらに枠を広げようというのを念頭に置いているわけではございません。ただ、その印象が統合のときに強かっただけに、私の頭の中に、ああそうだ、本当にみんなこれは出し合って救済しようという国民的世論が起るような気が一時したことがございまして、そんなことは現時点で考えておりません。

○佐藤三吾君　わかりました。

そこで、自治大臣は今の大臣の答弁をお聞きになったと思うんですが、地共済は、御存じのとおり九十一ございまして、そのうち公立学校と警察を除いても八十九、その中には国鉄同様に地共済の中で、もしくはほかの共済の中で転覆す前のものがございまして、それらに今積立金で三〇%を出して各共済が助け合っておるわけですね。こういう情勢の中で、私は国鉄の共済年金に仮に隣の大臣が少し感激した上で財政調整と言っても、いやとてもじゃないかというのが地共済の現状じゃないかと私は思うんですが、自治大臣いかがですか。

○国務大臣(吉屋信子君)　大臣から言われました理論的にあり得るが、現時点では念頭にないと言われているのが統一見解でございまして。したがって、地方公務員共済組合の立場といたしま

しては、大臣の答弁を文字どおりに受けとめて、現時点では国際共済に参加を求めることは念頭にありません。

○佐藤三吾君　国際共済では広げぬでいいですよ、国内と言っておるんだから。

わかりました。ひとつそこら辺は両大臣、そういうことのないように、今のお答えをきっちり守りながら御努力いただきますことを特に私からもお願いしておきたいと思っております。

時間があとわずかになりましたので、職域加算の問題で大臣に御意見を聞いておきたいと思

うんです。衆議院では、今国会の審議の経過にかんがみ、職域相当部分の水増等のあり方について、人事院の意見を踏まえ、一両年中に検討を行い結論を出す、こう答えております。これは大臣の答えておるわけですが、この具体的な内容についてお聞きしたいのは、千分の一・五を上げる方向で検討すると私は理解しておるんですけれども、また大蔵委員会でもそのような附帯決議もついておるようでございまして、一両年という結論の出し方、これはまた人事院の調査検討を待つてという文章のつづり、これはどういうふうに理解したらいいんですかね。

○国務大臣(竹下登君)　これは、人事院から口頭でお話がありました。したがって、人事院は公務員制度そのものを所掌しておるわけだからもう少しきちんとした文章にしたり、そういう検討を行ってやるべきじゃないか、こんな意見も多数ございまして、それに対して、人事院総裁のお答えも非常に前向きであったように承りました。やっぱり公務員制度そのものの問題になりますから、人事院さんというのが一番親方——親方という表現は適切でございまして、その実態を一番承知しておられる立場にある。そうすると、それらの意見

というものを十分まずこちらが聞く姿勢であらなきゃならぬ、そして人事院もそれに対して意見を述べたという姿勢が明らかになったということでございます。一方、企業年金の動向という

のももとよりネグって対処するわけにもまいりませんので、企業年金の動向あるいは人事院の意見等を踏まえつつ、一両年に検討を行って結論を得たいと考えております、こうお答え申し上げたわけがあります。

一両年というのは、これは両三年以内というのが沖繩返還のときに使われてまして、英語ではア・フュー・イヤーズと書いてあります。ちょうど私そのとき日米首脳会議に行っておりまして、佐藤内閣でございまして、そのときにア・フュー・イヤーズというのはいくらも訳しづらいだろうと言ったら、英語の名人が両三年以内と、数年でもないんじゃないかと思いましたが、今度はいろいろ考えてみて、ある種の許容量を考えてみると、一両年という表現が適当だというふうに思ったわけでございます。だから、まさに一と、両は二つでございまして、一、二年以内、こんなような感じで対応すべきじゃないか、両三年以内というのは少し長過ぎますし、そんな感じで、かなり議論をいたしまして一両年という言葉を使わせていただいたわけでございます。

○佐藤三吾君　一両年ということは、あなたの方の語訳によると二年ですか。そうすると、早急にこの作業にかかるといかなきゃなりませんね。六十一年度中にこの問題に対して人事院の意見を聞いてやる、こういう一つのめどもあり得る、こういうことですか。

○国務大臣(竹下登君)　それは、可能性の範囲内に六十一年度末というのがあります、一両年と言えは六十二年にかかるともあり得るのかな、こんな感じでございます。

○佐藤三吾君　人事院は、今の大臣の答えてに対してどういうあれを持っていますか。

○説明員(小堀紀久生君)　お答え申し上げます。今、大臣から御趣旨を伺いましたけれども、人事院といたしましては、共済年金制度が公務員制度の一環といたしまして機能しているというところから、今回の改正案における職域年金相当部分につきましてはとりわけその中心的役割を担

うことになりまして、その水準等について公務員制度をお預かりしている人事院の意見等を踏まえて御検討いただくというふうに理解しております。もとより、この職域年金相当部分のあり方につきましても、公務員の退職後の適当な生活の維持を図ることによりまして公務の公正かつ能率的な運営に資する、そういう公務員年金の性格にかんがみまして今後とも十分な配慮が必要と思っておりますので、人事院といたしましてもこれからよりきめ細かく退職公務員の生活実態やあるいは民間企業年金の動向等を把握する等によりまして調査研究を鋭意進めてまいりたいと思っております。

○佐藤三吾君 まだいろいろやりたいのですけれども、もう時間が来ましたから大蔵大臣結構です。

○国務大臣(竹下登君) ありがとうございます。

○佐藤三吾君 この問題で大蔵大臣が今答弁なさったのですが、自治大臣はどういう御意見ですか。

○国務大臣(古屋亨君) 職域年金相当部分の水準につきましては、公務の特殊性を考慮いたしまして、他面におきましては厚生年金との水準の関係、その費用を負担する現職者の負担、現役とO Bとの給付の負担のバランスというものを十分勘案して設定しなければならぬものでありますので、共済年金制度改革検討委員会において学識経験者の見解も踏まえまして千分の一・五とするとしたものでございます。

○佐藤三吾君 余りよくわかりませんね。

それではちょっと方向を変えましょう。公務員部長、現行の地共済は厚生年金とは同一のもではないですね。この職域年金というのは公務員制度の一環だ、言いかえれば、改正案ではこれがそのあかしみたいな形になっていますね。現状の中でも私はそういう意味で公務員制度の一環として職域年金部分が含まれておると思うんですが、その割合はどの程度ですか。

○政府委員(中島忠能君) 現在の共済年金の中に公務員制度の一環としての部分が含まれているのだらう、それは含まれていると思います。ただし、それがどの程度のものかということになりますと、その部分が実ははっきりしておりません。私たちが言わねばならず、若干ひがみかまわかりませんけれども、やはりいわねなき官民格差論というのがあるんじゃないかというふうな気がいたしております。したがって、今回いろいろの官民格差の議論がありますけれども、そういうものに答えるためにもこの部分が職域年金部分ですというように明らかにすることと千分の一・五を取り出してはつきりさせたわけでございます。

先生がおっしゃいますように、現在の共済年金制度の中でどの部分が職域年金部分だと言われますと、その部分は法令的にはもちろんのことでございますけれども、実態的にはこの部分がそうですという御説明は難しいというふうに思います。

○佐藤三吾君 そうしますと、こういう角度もあるんじゃないですか。確かにそこら辺は線を引いてないですからわからぬでもない。しかし、こういう角度から見ると大体おぼろげに輪郭が出てくるんじゃないかと私は思うんですが、現行の共済年金は禁錮刑や懲戒処分の一部支給停止という仕組みがありますね、これは年金の二割以内、五年間。五年間はたしか七九年のときにつけた、それまでは無制限でした。こういうところに二割以内という数字が出てきておるわけですね。これはどういう根拠で二割以内ということになったんですか。

○政府委員(中島忠能君) 先生の方がおっしゃる御存じかも知れませんが、地方公務員共済がスタートいたしましたときに既に国家公務員共済がスタートしていた。そして国家公務員共済で実は今の二割という線があったわけでございますけれども、国家公務員共済がなぜ二割という線をとったんだろうかということを調べてみますと、国家公務員共済がスタートするときに、

厚生年金の水準と当時比べて、おおむね二割ぐらい公務員共済の方が高いじゃないかというところと二割という線が出てきたという話を聞いております。

ただ、現在厚生年金と公務員共済の水準を比較いたしますと、おおむね勤続期間が三十年というところを境にいたしまして公務員共済の方が額が多くなる、そして四十年勤続で一体幾ら高くなっているかと言いますと大体一五、六割ということでございますので、今の先生がおっしゃいます二割だ、それをもつて職域年金部分だというふうに言えるかというところ、その関係でも少し難しいという気が実はいたしておるわけでございます。

○佐藤三吾君 そうでしょう。そういう点も確かにわからぬでもございせんが、共済年金の職域部分を全体の二割と仮に想定した場合、退職時の本俸が三十二万三千円、今の改正法で全期間平均月収で二十五万九千円、四十年加入。こういうモデルを想定しますと、一つは本人のいわゆる報酬比例金プラス本人の基礎年金の二〇〇〇の場合、職域年金部分の乗率は千分の二・四六五になる。それからそれに妻の基礎年金を加えた場合に千分の三・四三になる。そういうことから見ると一・五というのは非常に低い。この一・五の根拠は何があるんですか。

○政府委員(中島忠能君) この一・五につきましては、こういう公の席で、こういう方程式を解きますと一・五になりますよとさっぱり説明できると一番いいわけでございますけれども、実はそういうのはっきりした根拠というものはございません。

ただ、私たちがこれを考えるときにいろいろ悩みましたのは、一つは、今回の改正案を仮にお認めいただきましたけれども、現職の公務員の方の負担が相当ふえていかなければならないということがございします。これは先生の方も恐らくもう資料で御調べになっておられると思いますけれども、相当高くなっていく。したがって、この一・五でもそれだけ高くなるということだったら、それをさらに高くする要因をこの際つけ加えるというの

はどうだろうかという思案も実はしたわけでございます。

もう一つは、これは厚生年金の改正法案のときにもいろいろ議論されましたけれども、厚生省が説明しておりますけれども、改正後の厚生年金水準というのは現役のサラリーマンの給料に対して六九割ぐらいの年金水準になるんだという話をしておりました。今回私たちが御提案申し上げておる内容で申し上げますと、大体厚生年金が六九割だけれども公務員は何割になるんだろうかというところになりますと、現役の平均給与月額にいたしまして大体七四割ぐらいになります。そうしますと厚生年金よりも五割ぐらい高い水準になります。それをさらに高くする、一・五を上げるということになりましたと厚生年金との水準も少し離れ過ぎるんじゃないかという感じもいたします。

私たちが公務員でございまして一・五より二・〇の方がいいに決まっていますし、二・〇より二・五の方がいいに決まっていますけれども、それを負担する現役の方とか、民間サラリーマンの年金水準と比較しますと、まあ公務員としてこのあたりならば国民の方が納得してくださるんじゃないだろうかということと千分の一・五というものを御提案申し上げて御審議いただいております。というのが現在の私たちの考え方でございます。

○佐藤三吾君 今あなたの言ったのは、一つはやっぱり負担増が、言いかえれば現役の皆さんに対する負担が大きくなる、それから厚生年金対比、こういうことだったと思うんですが、そこで一・五から二・〇、または三・〇にした場合に今あなた負担は高くなるというふうにおっしゃったが、財源率及び掛金にどのような影響を与えるのか、これちょっと出してもらいたい。

○説明員(松本英昭君) 御説明申し上げます。ただいま先生がおっしゃいましたように、一・五を二・〇にいたしましたような際に、財源率が最終的にどの程度上がるかという計算を厳密にいたしましたものではないです。ただ、年金水準というものをモデル的に見ましておよその見当という

ますか、目安をつけてみますと、大体〇・五上がります。全に約一割の財源率が上がるとい、全の粗試算でございすけれども、大体一割程度上がるんではないかというなおよその目安でございす。ごく簡単な粗略な計算でございす、そういうことは言えるのではないかとと思ひます。

〇佐藤三番君 さつき部長の答弁の中で厚生年金との見合いを言っておるんですけれども例へば、厚生年金の今度の切り下げ幅を夫婦の厚生省モデルで見ますと、現行を一〇〇として改正案は八七・八四になっていすね。したがって二・一六%が切り下げとなつていす。今度の改正に当たつてもそこら辺を気になさるのはまた当然だろうと思ひますが、そうだとすれば、私はやはり共済も同一の切り下げにとどむべきじゃないか、そう思ひます。これは常識的だと思ひます。そういう観点から見ますと、職域年金の乗率の千分の二・〇にすればちょうど二・二四切り下げになるわけですから、厚生年金の一・一六とほぼ同じなんです。その結果、今あなたがおっしゃった官民格差というものもなくなつて、しかも、金額で見ればそれでも共済の方が切り下げが大きいわけだ。二・〇だとちょうどいいんじゃないですか、いかがですか。

〇政府委員(中島忠能君) 先生がおっしゃっている話も実はよくわかります。わかりますけれども、実は先生が、公務員部長の能力を試してやろうというんで一つお隠しになつていすと思ひます。それは、現在の年金額が、厚生年金の場合と共済年金の場合と比べますと共済年金の方が高うございすので、その高いところから今度の適正化というものの額をそれぞれはじいてみますと、先生がおっしゃる通りに、下げ幅の率というものは共済年金の方が大きい。しかし、もともと共済年金の方が高いところから落ちてくるわけですから先生がおっしゃるような率になるわけだと思ひます。

また別の角度から言つと、別の立場の人から言

わせますと、現在官民格差があるからそれだけのことになるんじゃないかという人もありますので、いろんな立場の方がいろんなことをこの問題については言つておられます。ただ、言つておられますけれども、先ほど大蔵大臣も答弁しておられましたように、この問題についてはいろいろな角度からのいろいろな議論がある、そこで人事院の方の調査を待つて政府としても考えてみようじゃないかということになつたんだというふうに私は今までの議論の経過を理解しておるわけだと思ひます。

〇佐藤三番君 余り答弁にならぬですね。これは、せつかく大蔵大臣がさつき、一・五の引き上げを含めて、人事院の調査を待つて、また企業年金の見合い等も含めて一兩年に検討なさる、こういう回答をいただいておるわけですから、何か私の説は天の説みたいな形じゃなくて、一番世界でいいという説じゃなくて、今聞いてみると多少あやふやな点もあるようですから、積極的に協力してもらつて、どう見ても私は今言うように、一つの目安としては二・〇がいいんじゃないかと思ひますし、官民格差もそれで解消するんじゃないかと思ひます。また負担の問題だけ見ると〇・五引き上げた場合に一つのことだと思ひますから、そこら辺なら大体許容していただける範囲ではないかと思ひます。これはぜひ大蔵大臣の回答等に基づいて一兩年の中で結論を出すという方向で努力をしてもらいたい、こう思ひますが、大臣、いかがですか。

〇国務大臣(吉屋信子君) 私も、一般公務員としては上がった方がいいわけだと思ひます。大蔵大臣から先ほどア・ブー・イヤーズということ、人事院の検討ということを言われておりますので、私もそれに倣ひまして、積極的に関係方面と連絡して努力をしてまいります。

〇佐藤三番君 人事院、今、両大臣の答えをあなたお聞きになつたと思ひますが、この中には人事院の調査を待つてというのがあるから、おた

けで、いかがですか、きちつと答えていただけたか。

〇説明員(小堀紀久生君) 人事院といたしましては、先ほどお話ししましたように、退職公務員の生活実態、それから民間企業年金の動向等をきめ細かく検討しなければいけないと思ひますので、御趣旨を踏まえて調査研究を進めてまいりたいと思ひます。

〇佐藤三番君 これは公務員法百八条ですかね、おたつの場合にそういう意味で義務じゃないですけれども、そういう調査をやるといふ仕組みになつておるわけですからね。今まではなかったというところでこれからはないということじゃなくて、ぜひ両大臣の期待にこたえて一兩年中に結論が出るようによろしく願ひしておきたいと思ひます。

それから次に移りますが、既裁定者のスライド停止の問題で、本当は大蔵大臣がおるときに聞きなかつたんですが、時間がなくて残念なんです。これは自治省の方の見解も聞いておきたいと思ひます。

改正案では既裁定者の場合に、一般方式と云うんですか、基本方式と云うんですか、これを全部通年方式に切りかえるわけですね。したがつて、切りかえるけれども、既に裁定で出ている従前額については保障する、そのかわり通年方式のスライドが従前額に達するまではストップ、こういう仕組みになつていす。これは地共済で見つた場合にどの程度スライド停止の該当者がいらつしやるのか。それから、そのほかの共済もわかれればそれも聞きたいと思ひます。それが一つ。

それから、こういう方々というのはほとんど間違つた戦争、戦時中、そして戦後、言うならば国の戦争の犠牲者となつた方々です。そして、戦後は高度成長をつくり上げた方々です。いろいろ苦しみもあつたけれども、しかし、年金に掛けておけば老後は安心していけるという一心で期待かけて恐ろしく老後設計も立てたと思ひます。それがここへ来て、いやあは間違ひでしたと。ある〇

Bの方のお話を聞きますと、東京都庁が倒れても年金は不動だ、こう言つたといふんです。だから心配せぬでもいい、お任せください、こう言つたといふんです。だから反対派の人も皆入つたらしいんですけれども、都庁は厳然としてあるのにこれの方が傾いていすわけですよ。これではちよつと私は仕打ちがひど過ぎるんじゃないか、そう思ひます。現行の制度を適用していす方々についてはスライドに手をつけな、こういうことができないものかどうか、これは真剣に検討してあげないといけない、こう私は思ひますけれども、いかがですか。

〇政府委員(中島忠能君) 基本ルールと通年ルールという二つの裁定方式がありまして、現在その有利な方を選択できるようになつておりますが、地方公務員共済組合連合会、連合会で申し上げますと、基本ルールを選択しておる方、いわゆる通年ルールへ今回裁定がえが予定される方ですが、五七・二%でございす。公立学校共済組合の場合には、通年ルールへの裁定がえが予定される方が七六%、警察共済組合の場合には同じく五四・八%という数字でございまして、合計で申し上げますと六四・四%の方が通年ルールへの裁定がえが予定されるということだと思ひます。

この通年ルールへ裁定がえされる方につきましては、今、先生がお話しになりましたようにスライドがしばらく停止されるということだと思ひますけれども、現在、勤続期間がおおむね三十二年、本俸で三十二、三万の最終給料をおおむね三十二年、という方が多いと思ひますけれども、その方で計算いたしますと、基本ルールと通年ルールの差が大体六、七%ということだと思ひますので、物価上昇率が三%といたしますと、スライド停止期間は二年というのがおおむねのところかといふふうに思ひます。給料が高くなるに従ひましてスライド停止期間が長くなるということだと思ひますけれども、おおむねそういう状況でございす。この問題につきましては、私たちも今先生がお話しになりますように非常にづらい立場でございす

○佐藤三吾君　お願い申し上げたいという気持ち
がなかなか通じないんです。なぜ通じないかとい
いますと、こういう人たちの中には恩給期間も含
まれておる、つまり極端な例を挙げれば、十六年
恩給であつた四年年金ですか、こういう方だつてあ
る。ところが今度は恩給は当たらなかつたというわけ
ですから、せめてこういう人たちについて、恩給
期間を一年か二年の違いで一方は恩給は当たらな

です。恩給はそのまま残すと言っているんです。違うんですか。

○政府委員(中島忠能君) 私が生上げましたのは、恩給期間を持っておる現在共済組合法が適用されておる方という意味でございまして、全期間恩給の方につきましては、これは別途総務庁の方で今回の改正というものを頭に置きながら検討されているという話を聞いております。

○政府委員（中島忠能君） 先に数字の話でございますけれども、私が先ほど答弁申し上げたのは、六、七％ということで非常に大ざっぱな話を申し上げましたが、もう少し詳しい御説明をさせていただきますと、勤続期間が三十二年の方、おおむね現在在三十二年でおやめになっておりますが、三十二年の方で最終の給料が三十万の方、その場合

中身としてはそういうところにあるんじゃないかと私は思うんです。その責任を感じるのには、やはり俺の案が一番いいんだという考えじゃなくて、そういう実情に見合った判断は、この国会審議を通じて私はやるべきだと思ふんです。

そういう意味で一つの提案をしておるわけです。今の五%以内という提案は、今あなたが出し

た数字から見ても決して無理な数字じゃない。退職時、あなたが言うのは三十二万から三十三万、四万でしょう、五%以内というのは三十五万になるという五%を超えるんですか。ですから、平均的なサラリーマンというか、平均的な公務員というか、こういう層まで老後設計に狂いが生ずるようなことは僕たちは物すごく深刻だと思ふんですよ、ボーナスもないわけですから。まさに何というんですか、つめを削り込むような形で辛抱なさってやっておる層の方だと思うんですよ。ですから、そこまで冷酷にする必要はないんじゃないか。そこら辺は現職の皆さん方だって許容なさると僕は思いますよ。現に現職の皆さん方がそうしてくれと言っているわけですよ。そういう意味で、この問題についても少し温かみのある検討をすべきじゃないか、こういうふうに思ふんです。

どうですか、大臣、さっきから聞いて黙りこくっていますか、あなたは政治家としてこの問題についてそういう御判断をなさいますか。検討の余地はないものですか。

○国務大臣(古屋亨君) 私のところには随分たくさんこういう問題についてまじめな意味での陳情、はがきが来ております。私もそれを福利課の方と一々連絡いたしまして検討しておるんですが、いまいち、何といましようか、今、先生の提案のような低い方のスライド停止というような問題については、政策的なことと採用された人もありますので、これは私も慎重に検討するように、今の先生の御提案の問題につきましては勉強をさせていただきますか。

○佐藤三吾君 さっきも言いましたように、こういう方々というのが本当は日本人の中では最も犠牲を、仕打ちを受けた方々ですよ、戦前、戦中、戦後。言いかえればそういう方々が老後の生活設計をこの年金に掛けておる。そして、そのときに政府がこの年金は大丈夫だと強調なさった中の例えが、東京都庁はつぶれてもこの年金は皆さんに御迷惑かけませんということなんです。それが現

実は大変御迷惑をかけることになってる。一方で恩給受給の皆さんは何ら被害がない、しかも、恩給のいわゆる期限を持っておる方々がたまたま期限内に、三十八年に共済法ができて、そして途中で、あと一年すれば恩給を受給できる資格を取るというところであればとやられたりした方々がこれまた全部ごつておられる。しかもちゃんと公務員部長が言っておられますように、共済年金の場合でも通年と基本は選択で、どちらがいいかは皆さんが選んでください、それで結構です、こうなっておるわけでしょう。それを一方を選んだばかりに今度は痛い目に遭う。こういう二重、三重苦というものがこれにつきまといっていると私は思ふんです。

私が言うのは、高級官僚の次官とか何とかでやめた方で、どこかの総裁になっておつてということをおっしゃるわけじゃないんです。今ありますように、退職時一年間の給料が平均三十二万とか三十三万とか、これはもう本言え、公務員の中では、言いかえれば標準というのは標準のとり方で課長になっていないんじゃないかと私は思ふんです。そういう層の人たちまで一律に、一斉に切つて何もそこないんだと、正宗の名刀の切れ味がよかつたぞというふうなものじゃないという発想だから、そんなことはないでしょうというのです。私が今提起しておりますように、どうしても少なくとも五%以内ぐらいはこの際停止の対象から外す、そうしたら、これは大体どのくらい金がかかりますか、大したことはないでしょう、何か数字持っていますか。

○政府委員(中島忠能君) もちろん、そういう計算はいたしておりますけれども、私が先ほども御答弁でお願ひ申し上げましたように、この改正法が施行された後の裁定予定者と現在既に裁定をされておる方のバランスといえますか、そういうものを考えまして、私が先生にお願ひ申し上げましたように、やはり今の案でこの際は御了解いただけないかという気持ちでございます。

すし、そういうようなことについては私たちも考えていかなきゃならないと思ひますけれども、そういう温かい気持ちを持たなきゃならないと思ひますけれども、今回の改正案というものを、改正前後といふものを考えますと……

○佐藤三吾君 あなた私の言うことに答えなさいよ。どのくらいの額になるんですかと、こう聞いているんです。

○政府委員(中島忠能君) 額そのものは実は計算いたしております。

○佐藤三吾君 その先は政治家である大臣が検討しましよと、こうおっしゃったわけだから、何かあなたまたまた抵抗したいなことを言うけれども、それはやめなさいよ。これは大臣に協力して、ぜひこの期間中に検討してもらつて、そしてこの法案が上がるまでにはこの問題について結論が出るように、こういう日程を含めて大臣に要請しておきたいと思ひますが、よろしいですね、大臣。

○国務大臣(古屋亨君) 率直に申しまして、私は真剣に検討いたします。予算との関係もございまして、今の言葉でございしますが、本法案の審議中に間に合わなくても、将来において誠意を持って検討してまいりたいと思ひます。

○佐藤三吾君 せっかく検討していただくんだから、間に合わせるべきものは間に合わせましょうよ。その努力もしてください。あなたまだあるんですよ。大臣が検討する時間がないと言ふなら何もこの国会で上げる必要はないんだから、通常国会だつてずつとあるわけだから、期間的にはそ

う大臣御心配なさらずに御努力をお願いしたいと思ひます。これは私から要請しておきたいと思ひます。

そこで、次の問題に移りますが、船員期間の問題です。これ私もよくわからないんでお聞きするんですが、国民年金の一部改正が四月ですか、参議院でやられましたですね。その際に修正がなされて、坑内員、船員であった期間は被保険期間を計算する場合に施行日から五年間は十分の十二倍

にする、こういうふうになっておるんですね。これはこの中に入っていますか。

○政府委員(中島忠能君) 参議院で修正されたのは、私たちがこの法案を国会に提案いたしました後でございますので入っておりません。

○佐藤三吾君 入っていない。これは入っていないことではよろしいんですか。

○政府委員(中島忠能君) その問題につきましては国会の議論とか、あるいはまた御出席されております国会議員先生方のそれぞれの協議といひますか、そういうものを私たちとしては見守つていきたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 これは都道府県でも魚の取締船がございしますね。さらに農水産関係では例えば水産学校とかありますね、幾つもあるんですよ、地方公務員の中にも船員の皆さんは。せっかく国民年金一部改正で参議院で修正したことでございしますから、今言つたようにこの法案を提出した後に修正になったというんですから、これはやっぱり参議院の責任で修正しなければならぬと思ひます、ひとつそういうことでお願ひしたいと思ひますが、大臣よろしいですね。

○国務大臣(古屋亨君) この問題につきましては本委員会における審議の推移を踏まえて、国家公務員の取り扱いと関連いたしますので、大蔵省と十分協議して対処してまいります。

○佐藤三吾君 これはもう一つ委員長にもお願いしておきたいと思ひますが、いいですね。

○委員長(増岡康治君) 理事会でこの議論もします。

○佐藤三吾君 そこで、時間がないんですが、せっかく消防庁がさっきから歯を食いしばつて頑張つておりますから、消防庁長官にやらしてもらいましよ。

まず長官、消防職員については五十四年から特例が設けられました、それは五十五歳ですか。これを設けた特殊な条件というものは私はまだに変わっていないと思ひます。警察の場合には

これと関連して一万八千人ほど増員して三部制に切りかえたけれども、消防の場合にはいまだに二部制、拘束二十四時間、こういう勤務が圧倒的なんです。ですから、どうして今回特例が廃止になつてきたのか、こゝろが私はわからない。大臣は衆議院で六十歳定年制、掛金が高い、六十歳までできる勤務条件を整備していくから大丈夫だ、そういう趣旨の答弁をしておるようです。それならなぜ定年制ができた後に直ちに条件整備に入らなかったのか、これも疑問の一つです。どういう理由から特例措置を廃止したのか、含めて長官の見解も聞きたいと思ひます。

○政府委員(閣下則之君) 五十四年の改正の際には、お話しいただきましたように消防職員、警察職員とも支給開始年齢の特例措置を講じたわけでございまして。これは消防職員、警察職員共通の職務の特殊性と申しますか、相当ハードな肉体的な労働も伴う、そういった面を主として考慮して制度として残したものであると考へております。しかしその後、ことしの三月三十一日から消防職員につきましては定年制が導入されました、一般職員と同様六十歳というふうに定められたわけでございます。また、最近の中高年齢層の体力の増進というのは大変目覚ましいものがございまして、かつての五十歳代の体力を今の六十歳代の人々が持つておるというふうなことも言われておるような状況でございます。そういう体力の増進等の状況、そういうものを背景といたしまして現実の消防職員の退職年齢がだんだん高まつてきております。こういった傾向は今後も続くものと考へられておりますので、こういう状況を考へていたしまして、今回警察職員の特例を廃止すると同時に消防職員につきましても特例措置を段階的に廃止していくこととしたわけでございまして。

こういう形で退職の定年制の年齢を引き上げ、また、それに伴ひましてそれに見合うような形で支給開始年齢を引き上げるわけでございましてけれども、私どもの基本的な気持ちといたしまして

は、消防職員につきましても、いろいろな条件整備を図ることによりまして一般職員と同様に六十歳まではできるだけ勤めていただくとして、一般職員と同じような勤務を続けることができるような状況を消防職員にもつくつていきたいという基本的な考え方に基づいてございまして。

もちろん、そのための条件整備ということになりますと大変難しい問題はあると思ひます。また、それは単に消防庁だけがこれこれこういうやり方でやりますよというのをやりましても、実際問題として現実にはできるものではないと思ひます。現場におきます市町村の最高責任者としての市町村長、直接消防職員の管理者としての消防長、また消防職員自身もいろいろ健康管理、体力増進等の点につきましても努力を怠りかねない、関係者がお互いに力を合せて協力をして六十歳定年までちゃんと勤め上げられるような体制づくりをしていく必要があるものと、一緒に我々も努力をしていきたいというふうな考へておるところでございます。

○佐藤三吾君 体力増進といつても何か五十四年から急に体力が増進したわけではなからうし、今いてる方は大体五十四年のときにおつた方々がほとんどですね。そうすると、あなたは今長々しいお話をなさつたけれども、中身としては五十四年に特例を設けたときの条件と何ら変わつていない。ただ、警察が五十五になったからうちも五十五にしてくれよというところで、警察が六十にすればそれならうちも六十にする、そんなあほなこゝろじゃないと思ふんですけれども、この実態から見るとそれこそ選択制の方がいいんじゃないか、こういうような感じを持つておるんですけれども、町村長、消防長の意見を徴してというふうなお話もございましたけれども、これは現実に現場の消防職員十二万人の意見を徴してやつたわけじゃないんでしょ。いかがですか。

○政府委員(閣下則之君) この特例年齢を存置するのかわつたのかという問題につきましても、

消防関係者にとりまして非常に重大な問題であるわけでございます。したがって、消防関係の方々にも十分議論をしていただくというところで、全国の消防長の集まりであります全国消防長会に意見の取りまとめをお願いいたしました。その中におきまして時間をかけて議論がなされて、その結果といたしましてこの際特例を廃止していただきたい、こういう意見も受けておるわけでございまして。

○佐藤三吾君 これは重大な私は労働条件の変更だと思ふんですね。本来なら組合があれば団体交渉をして処理しなきゃならぬ性格のものでしょ。それを消防長だけ集めてそこで聞いたからといって、反対だつたんですね。ところが、九月にころつと賛成に回つてきた。こういう経緯を見ると何か別の意図があるのしか思ふれない。また、そういうやり方でもって、朝令暮改じゃないけれども、今度は五十四年をひっくり返してするということも納得がいかなし、そういう点から見れば選択制が一番いいんじゃないかと思ふんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(閣下則之君) 急に意見が変わつたというお話がございましたけれども、これは消防長会の中の議論の過程でいろいろな、甲論乙駁がなされてきたというふうな御理解をいただきたと思ひます。最終的な意見の集約といたしましては特例を廃止をするという方向でまとまつておるものというふうな考へております。

お話しした、御提案のありました選択制を残すというところになりますと、これは制度の問題でございましてから主として制度全般のサイドからの答弁が適当であらうと思ひますけれども、やはり掛金率が当然変わつてくる、特例を残しますとそれに見合った掛金を設定しなければならぬという問題がございまして。そういう制度の複雑化というものも当然出てまいりますし、やはり一つの職域につきましても制度というものは一つの制度としてすっきりしたものにした方がよりよろしいんで

はないかという一般原則もあると思ひます。そういったような経緯からこの際消防職員につきましては特例を一律に廃止をする、そういう措置をとらしていただいたわけでございまして。

○佐藤三吾君 別の角度からいきたいと思います。今の消防職員の充足率を見ますと、五十三年が七七・八、五十六年が七七・九、五十九年が七六・八、こういうふうには私は承知しておるんですが、いかがですか。

この中で、組合消防と単独消防のそれぞれの充足率はどうなつてゐるのか、おわかりなら願ひしたいと思ひます。

○政府委員(閣下則之君) ただいま手元に正確な数字がありませんから正確なお答えができないわけでございますけれども、職員の充足率につきましては大体先生から御指摘いただきましたような数字で推移しているものと思ひます。また、組合消防と単独消防とに分けての職員の充足率の調査はいたしておりませんので、数字がちょっと申し上げられないわけでございまして。

○佐藤三吾君 消防を見る場合に、単独消防というのは非常に歴史も古いし、充足率も私はいつては非常に低い。これはあなたが調べてないと言ふから私の推測です。しかし、組合消防というのは、あれは何年前につくつたんですか、十四、五年前、十二、三年前ですか、そういうことで町村の寄せ集めでつくつたわけですから、この充足率なんというものは非常にひどいものなんです。

一例を挙げますと、ここに組合消防を一つ持つてきておるんですけれども、ある六万の市の市町村、この周辺を全部集めたものを見ると、基準台数等に対する基準数でいけば百九十九名おらんきやならない、これはおたくが出した基準でいきますと。ところが、現有台数、機械器具がそれまでそろつていない。例えば、消防ポンプ自動車などを見ると、基準台数では十台置くとこを七台しか置いていない。こういう現有台数で見るとその基準の職員数というのは百五十九名なんです、おたくの基準でいきますと。ところが、現員は何

名かという百五名ですね。五十四名が不足しておる、これが実態です。それで奇妙なことに、現行有台数に対する人員の基準数が百五十九で、それから、本来定員は百五十九でなきゃならぬのに現員に合せて百五名になっている。こういうのがこの実態なんです。

そこで中を見ますと、いわゆる警防要員、十六名から十九名、二十一条の要員ですね。外で第一線である人たちが九十名おるわけですね。今あなたがおっしゃったそういう予防要員とか、教育訓練とか、そういうところでお年寄りの方は環境整備をしたと言われども、これを見ますと基準数は十七に対してわずか四名ですよ。それから教育訓練の方を見ますと七名のところ三名です。こころ辺がほとんど空っぽ状態なんです。これが今の実態です。そういう中で、組合消防に特に焦点を置きますが、あなたがおっしゃるようなことができるのかどうか、私はこれは非常に難しいと思う。

特に組合消防を見ますと、私は組合消防は至るところへ行つて、大体消防というのは通りの横に建っていますから、消防のあれが見えればすつとどこでも入っていくんですけれども、調べてみるとほとんど年齢が同じ層ですね、三十二、三歳、その下もおらなければ上もおらない。この層がすつといたらどうなるんだ。あなたの答弁を聞いておるとそれこそ私は背筋が寒くなるような感じがする。実態を余りにも御存じない。まあ存じておつてもそれを知らぬふりしてお話なさるのかしらぬけれども、これは私は正直言つてむちゃな内容だと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(関根則之君) 確かに、御指摘をいただきましたように、組合消防を積極的に推進いたしまして、全体消防の常備化というものを進めていきますときに、小さな市町村では単独消防を持つということが無理なものですから、お互いの一定の地域におきまして共同して常備化を図るようにと、こういう指導によってできたものでございす。全然今まで常備のないところに常備がぼつ

とできるわけでございますから、職員の採用につきまして一どきに採用が行われるとどうしても同年齢者がだんごのような形になって年齢構成をいびつにしておるといふ組合があることは事実でございます。しかし、そういう組合だからといってこの際その定年制を変えていく、あるいは支給開始年齢を下げていくというようなことは、やり方としては私はむしろ逆なんではないかろうかというふうに考えているわけですね。大変難しい問題あるうと思ひますけれども、いろいろそれぞれの年齢に応じた、はしご担当の隊の組み方でありまして、か、あるいは場合によりまして年月はもちろんかかりますけれども、一般の市長部局との人事交流を計画的に進めていくというようなことにによりまして、そういうだんご状態というようなものもだんだんと解消していかなければいけない、完全に解消するということは難しいと思ひますけれども、その中で何とか六十歳まで勤めていけるような職員の配置体制というものをとることは関係者の努力がいかによつては不可能ではないというふうに考えております。大変難しいことだとは思ひますけれども、決して不可能なことではないんではないか、そのための努力をしていきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 だから私は、消防次長と消防課長に二週間前ですか、この問題は委員会審議をやつて質問をする、今あなたが言うように難しいことだけれども努力しますと、そんな抽象的なことを言つておつては困りますよと。具体的にどうしますか。例えばさっき私が言ったように、定年制がしかれて直ちにそういうことを考えるなら、今日配属するなりやそれに伴つた措置をなぜしなかったのか、それもやつていない。そのやつていない皆さんが今度はこの法案が通つたら難しいけれどもやりますと言つたつたが信用する者がおりますか、だからそんなことじゃなくて、具体的にどうします、何年から何年の間にこれこれやります、これこれやります、この具体案を出してくれ、こう言つてあるんですよ。一つもいかに

じゃないですか。もう二週間前に僕は言つてあるんですよ。それを出さなければ審議はできませんよと、こう言つてあるにもかかわらず出さぬじゃないか。それじゃ議論にならないんですよ。私は消防の九州地区の訓練のときにも参りました。猿みだいに渡るあの訓練を見ても、綱一本を五十過ぎてこのこ渡れば下に落ちますよ。それから消防のホースで水がびゅんびゅん出るのを見ていたら、僕ら持つたら振り回されますね、自分でやるといふと。とてもじゃないけど、そんなもんじゃありません、警防の関係職員というのはい。しかし、現実は今言うように、一つの組合消防を見るに、現実に百五名のうち九十名行つて、これが実態ですよ。そして充足率はさつぱり言つたような実態です。この中で、あなたは盛んにどこそこ消防長会議へ行つて、行革の時代だから定員増ありませんなんて言つておるじゃないですか。定員増はない、だからいつまでたつたつて三十二、三歳ぐらいの人がどんどん上つていって、上も下も採用ゼロだよ。これを十年ぐらい続けておるわけでしょう。こういうことで、あなたが今ここのでいや、難しいけれども努力しますと言つて何ができるんですか。それが信用できると思ひますか、具体案を出さない。

○政府委員(関根則之君) 職員が六十歳まで安んじて消防職員としての勤務を続けていくための条件整備というのとはなかなか難しい問題であります。単に消防庁で具体的に一定の案をつくつて、こういうものができればそれでばつとできるようなものではないだろうと思ひます。いろいろな意味で、当然その職場におきます消防職員の全体的な管理は消防庁がやっておりますけれども、それを含めた市長部局の職員まで含めた全体の人事管理というのは市町村長が持つておるわけでございますから、そういう全体の市町村長の取り組み方によつても人事交流がスムーズにいくとかいかないとかいう問題が出てくると思ひます。また、機械器具等の問題につきましても、年々

機械器具の性能の改良がなされておまして、比較的省力化といひますか、機械化が進むことによりまして人間の肉体的な力に頼らなくても処理ができるような研究も現に進みつつございす。そういういた方の研究もこれからやつてもらわなきゃいかぬだろうと思つておりますし、もちろんその機械器具を選ぶ消防の方における対応というものも考えていかなきゃいかぬ、そういう関係者のいろいろな努力が結集されて初めて本当の意味の六十歳定年がスムーズに実現をしていく、そういうものではないかろうかというふうな考え次第でございます。したがつて、我々はそのための関係者の努力が必要であるということを言つておるわけでございます。今直ちに私の方からこれこれこういう案があり、こういう形によつて直ちにそれができます、そういうような性格のもものではございません。そういうふうな感じがするわけでございます。

○佐藤三吾君 私はこの問題をやつていくためには何というんですか、大蔵大臣が国鉄問題の整理なんかで言つておるやうに、やはり民主的な手続機関を踏んで十分協議をしていかなきゃならぬと思ひます、こう言つておるやうな。私はやはり消防長だけ集めて、町村長だけ集めてこの問題の絵をかこうと言つたつたかけないかと思ふ。現場でやつておる警防職員の意見をどういうふうに集約していくか、こういうものが伴つていかなきゃこの問題はできないと思ふのですよ。そこでちよつと横道にそれますが、それをやるにはやっぱり消防庁が頭を切りかえなきゃいかぬ、そういう姿勢に。ところが、あなたと、自治省公務員一課長、それから消防課長、この三人で九月十日の日に福岡で開かれた九州消防長の研修会に行つておるやうな。そこで長官は「消防の当面する諸問題」、まさに当面する消防問題。それから一課長は「公務員をめぐる労働諸情勢」、消防課長は「消防行政と人事管理」、こういう題のもとにそれぞれ講演なさつておる。私は議事録も

持つておりますし、テープも持つておりますが、その中を見ると、とてもそういう姿勢はうかがえない。

もう時間がありませんから一つ二つだけ申し上げますと、公務員部の一課長はこういうことを言っているんです。消防は上命下服の組織だ。したがって、ILOから四八年、消防職員の団結権の希望があったが拒否した。五八年、消防職員は通例団結権を付すべきだという通知があったけれども、この通例の例外が日本である。一貫してこれを禁止した、こういうことを強調なさっております。そうして、消防協は五十二年二千五百であったが、今年段階で九十五組織、五千四百人、まさに自然消滅の状況に入つた。法律違反があればほとんどやりなさい、消防協の交渉にはもちろん、他団体の申し入れも拒否しなさい、こういうごいさつをなさった。

長官、あなたもなかなかやるじゃないですか。あなたもいろいろ言つておりますが、後段、一番最後にということ、職員の資質の向上の中で、熊本の高遊原と高知に消防協ができた。これは労働組合とは即断しないが法律違反である、労働組合でないが法律違反である、これも断言なさっております。したがって、団結権行使等は許さないように、こうおっしゃったものですから、真に受けた高遊原の消防の管理者である何ですか益城の町長がびびり仰天しちゃつて、そうして川口さんですか、九月十九日、二十日に協議会を脱退して欲しい、こういう訓示をして、そうして御丁寧に脱退の署名簿をこんなにつくつて、脱退届けを出してくれ、こういうことを盛んにやっておるわけです。

こういうことをやつて、そうしてあなたがおっしゃる通りに、困難な問題だけれどもできるというところに私はならぬと思うのです、頭を切りかえてもらわなければ、むしろそういう職員の皆さんの意見を聴いて、民主的な機関を通じて聴いて、そしてそれを生かしていくのがあなたの立つておられるべきところではないか。

場だと思ふんですけれども、まるでこれは逆ですね。いかがですか。

○政府委員(関根則之君) 御承知のとおり、地方公務員法の五十二条第五項で消防職員は警察職員と同様に、いわゆる職員団体の結成及び加入が禁止されているわけでございます。そういう意味で、禁止されている事項に反することのないように私は常々申し上げているわけでございます。九州の消防長会などの話もそういう意味を申し上げたわけでございまして、消防職員の中に単なる親睦を図るための団体等ができて、そういうものを直ちに違法であるとかいけなとか即断をするようなものではない。しかし、仮にもし実態が職員団体で、勤務条件の維持改善を目的とし、当局と交渉するところを行う団体であれば、それは禁止されている団体なりそういうものをつくること違法になりますよと、そういう趣旨を申し上げたつもりでございます。

職員の意見を聞くという問題につきましては、それは日常職員の職場を見たりしますし、職員のいろいろな意見を吸い上げるべき立場にありまして、消防長、消防署長、その上の消防庁というものがあつてございまして、そういう管理監督者の意見を通じて十分これからは消防職員の意見を反映し、そういう消防職員の意見を吸い上げていくように努力をしていきたいと考えております。

○佐藤三吾君 あなたが出したかどが出したか知らぬけれども、日本政府は今度のILOの総会にこういうものを出している。そこでは、消防職員協議会に対して、政府としてはこれまで不当に干渉したり、また今後も違法な活動を行わない限り干渉するつもりはない、この一点に関しては地方公共団体においても同様であり、消防職員協議会の会員であることを理由にして不利益な取り扱いを行ったことはない、こう言つておる。しかし、私が耳にするのは今言つたような内容になつておる。

もう一つ聞きますが、それなら、あなたのとこで消防職員協議会があるからという理由で、救

急車の国庫補助とか消防車の国庫補助、こういった審査の際にそれを理由に許可しないとか却下したとか、そういう事例、そういうことはないですか。

○政府委員(関根則之君) 御指摘のような事例はないものと考えております。

○佐藤三吾君 きょうはそこら辺で、ないならいいです。それも私は資料を持つておるわけですから。私は、この参議院の地行で林さんが長官のときからこの問題も議論をしてきて、そして歴代の長官は今ILOに出したように、不当干渉する考えはないし、またそれを理由にした妨害とか干渉もないということを再三確認してきております。しかし、現実にはあなたが福岡へ行つて言つて一課長とあなたの言葉をなぞ合せてみるに重大な問題がある。これは、きょうは時間がございせんから、また次の機会にやります。

そこで、そういうようなことであるだけに、もう一つ私聞きたいのは、どうしてもこれを廃止にするとするならば私は選択制がいいと思ひますけれども、廃止にするとするならばこれは重大な労働条件の変更ですから、そうして同時に、あなたが廃止をする前提としては労働環境を整備するところおっしゃる、難しいけれどもやらなきゃならぬとどこかに議論し合う場をきちんと持つていかれないとまたそこが起ると思ふんです。その点について持つていくような施策、方法を講ずる、こういう約束をしてくれますか。

○政府委員(関根則之君) 消防職員の実態をよく把握し、また消防職員の意向、考え方、希望、そういうものを的確につかむということは、単に勤務条件だけの問題ではなくて消防の能力を発揮する上からも極めて重要な問題であるというふうに私も受けとめております。そういう意味で当然職員を管理する消防長、消防署長、そういう者がいるわけですから、消防長会等を通じてまして管理者によく消防職員の意向をくみ、消防職員の意思を体しているという問題等につ

いて配慮するように、そういう指導を強めていきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 そのために、今言うようにここは労働組合がないわけだから、労働組合があれば問題はないんですよ。ないわけだから、例えば安全委員会とかもしくは苦情処理機関とかそういうものをつくつて、それらを含めて、吸収して、人的構成のゆがみを正していく一つのルールをつくりたい、こういう方法をやるかやらないかということをお聞かせ願ひます。

○政府委員(関根則之君) 安全委員会その他私どもで設定をすべきであるといつて指導をしている問題につきましてまだ必ずしも十分な整備がなされてないという面もございまして、そういう点につきましては従来の指導どおり進めていきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 従来の指導どおりというのは、どういうことですか。

○政府委員(関根則之君) 職員の実態をよくつかみ、職員の意向が十分管理者側に反映できるように、そういう努力もしていかなければいけないというところでございまして。

○委員長(増岡康治君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時四分開会

○委員長(増岡康治君) 地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○国務大臣(白屋亨君) 佐藤先生に。

午前中御質問がございました最低年金のスライド停止の問題についてでございますが、私は、この問題について勉強して検討すると申し上げました。私の率直な気持ちでございますが、この問題は相当各共済に共通する問題もありますので、今早急に結論を出すことは私もなかなか困難なことだと思ひますので、どうぞその点を御理解願ひたいと思ひます。

いと思ひます。

○佐藤三吾君 かなりこの問題は各共済とも関連する問題ですから、大臣が心配なさるのとはわからぬでもないと思ひます。ただし、この問題については個々の現場のレベルじゃなくて、上のレベルの方も話を進めておる問題ですから、問題は、大臣のそういう気持ちをおのづかに伝えておらうて、そうしてなるべくならこの法案が上がるまでには、どこまでできるかわかりませんけれども、私も何とかしたいという気持ちを持っておりま

す。大臣もそういう気持ちは同じだと思ひます。すけれども、事が各共済にかかわる問題ですから慎重にならざるを得ないことはわかるんですけれども、その点は大臣も含んで事に当たっていただきたという事を私からお願ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(吉屋信子) 私も慎重に、誠心誠意努力してまいります。

ただ、申し上げましたのは、今国会の審議のうちにとりかかるとは私ちょっと自信がありませんので、誠心誠意努力いたしますので御了承いただきたい。

○佐藤三吾君 そういう熱意を持っていただければ、案外不可能になるかわからぬ、そういう雰囲気もあるという情勢ですから、ぜひお願ひしておきたいと思ひます。

それでは、大臣、さっきの消防の問題で、これは消防庁だけにかかわる問題じゃなくて、言いかえれば、いわゆる職員の構成をなだらかにする問題です。今三十二、三歳でだんごのような状態になつてゐるわけですから、ここはやっぱり自治省で、これは携わるとすれば大体公務員部ですか、どういふことをしなきゃならぬかといへば、結果的に、だんごのような年齢層で固まつておる層を、散らすんじゃないけれども、上下こう置いて、ピラミッドまではいかなくても、少なくとも来年度から新陳代謝ができるようにしないと、このままでは何ば精神的にやると、さっきの消防庁長官じゃないけれども、言つてみたつてでき

ない。そうすると、どうしても市町村行政の指導助言を預かる自治省の方がこのかぎを握つていふような感じがするんです。そこら辺の協力をどういふふうにするのか、もし御意見があれば伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(中島忠能君) 午前中の質疑を聞かせていただきました。私もこれは消防庁だけではなかなか難しい問題だということを感じておりま

す。具体的にどういふふうに進めていくかにつきましては消防庁の方の考え方もございまいし、私が、私たちが消防とよく相談しながら、協力して、できるだけのことはやつてまいりたいといふふうに思ひます。

○佐藤三吾君 ぜひひとつその点はお願ひしていただきたいと思ひます。

それから、懲戒処分を支給一部停止の問題についてお伺ひしておきたいと思ひますが、今度のこの措置については、衆議院段階の議論で職域加算の中で掛金部分については除外をする、いわゆる使用者負担といふんですか、その部分の中における措置をする、こういうふうにお聞きしておるんですが、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 今おっしゃいましたように、衆議院段階ではこの問題についていろいろな先生方から御質問がございました。私たちの方も、当初はやはり職域年金部分というのは一体として考えるべきだといふことで答弁してまいりましたけれども、衆議院の議論を聞き、また附帯決議をいただきましたので、私たちの方では職域年金部分の中の本人掛金に相当する部分については政令の段階で考慮するのかなという現在気持ちでございまして。

○佐藤三吾君 そういうことで確認できれば、あれは五年間でですね。例えば三年してぼっくり死んじやつた、あと二年残つておる、その場合に遺族年金にまで波及するの、遮断するの、そこはどうか。

○政府委員(中島忠能君) それは遺族の方には及びません。

○佐藤三吾君 わかりました。これはひとつぜひ、遺族にまでそれを持つていったんでは、遺族は何も悪いことをしていないのに、これは大ごとだから、それでなくつたて少ないわけだから、ぜひそこら辺はきちつとしてもらいたい。

これは政令ですね、政令事項ですね。

○政府委員(中島忠能君) はい、そうです。

○佐藤三吾君 よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

それから、年金のスライドの問題で、退職後の所得保障といふことから、これも衆議院段階でいろいろ議論があつて、今の物価スライドだけじゃなくて賃金スライド部分も含まれた、修正をする、こういうことになつて、その取り扱いが衆議院で行うといふのが衆議院側の経緯のようにあるんですが、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 法案修正の問題にかかわつてまいります。私たちの方では、衆議院の段階でいろいろ議論がございまして、衆議院の方から参議院の方に具体的にどういふ話が移つてきてゐるか、国会議員さんレベルの話ではよく存じませんけれども、いずれにいたしましても衆議院でそういう議論が出てまいりまして、ああいう附帯決議といふものも出ておりますので、参議院の段階においてどういふふう具体的に関係議員の間で話が行われるのか、私たちの方はその推移を見守つてまいりたいといふふうに考えております。

○佐藤三吾君 これは委員長にお願ひしておきましようか、この取り扱いについては、よろしいですか。

○委員長(増岡康治君) 理事会でまたこの話は議論の対象にしたいと思ひます。

○佐藤三吾君 自治大臣、これもきょうのマスコミが一斉に取り上げておりますが、まだ国鉄関係の法案の審議に入っていないのに、(法案もないんだ)と呼ぶ者あり。法案もないんだけれども、あすの閣議でもって国鉄職員の公的機関に三万人受け入れを決める、六十一年から六十五年程度にかけて、これは監理委員会の机上のプランかと思つ

たところがそういう報道がされております。その中で地方は一万一千名が受け入れ可能だ、こういうことで閣議決定するような記事が出ておるんですが、いかがですか。

○国務大臣(吉屋信子) そういう問題は私も聞いております。このための関係の会議等もありました。恐らく近く閣議でそういう問題が出ると思ひますが、人数の問題につきましては、私は考え方として強制割り当て的なことを地方にやるのはおもしろくないといふことを主張しておるのであります。もちろん国鉄の皆さんのそういう問題につきましてはできるだけ協力すべきことは当然でございまいし、数字の点はまだ私どもはつきり細部まで決定的な段階ではないような私はそういう気持ちでおります。

ただ、恐らく今おっしゃいました数字に余り遠くないところでそういうことが、目標が決定されるかと思ひますが、地方団体としては高等学校、中学校、小学校の卒業の男子が大体そういうような条件に当たると思ひますが、地方も行政改革といふものをやつておりますので、無条件に採ることは難しいんじゃないだろうか。だから、私は自治省としては地方に強制的な割り当てをするといふような考えは持つておりません。

私どももいたしましては、そういう方が来られた場合に、地方公務員の共済年金に連動する措置をする場合にも、国鉄の在任期間の費用とか、そういうものはやはり向こうで持つてもらいたいといふことを、地方共済の負担にならないようにといふことを強く主張しておるところでございまして、大体その点は事務的には、大蔵大臣の答弁から見ましても話が詰まつておるといふふうに考えております。

○佐藤三吾君 ところが、私もきょうの石原次官とちよつと会つ機会がございまして聞いたら、こういうばかげた内容の案が来たのでそれはできませんと断つた。ところが、帰つてけさ新聞を見たら一万一千と数字がきちんと書いてあつて、あれは閣議で決める、こう言つてゐるわけだ。これ

○佐藤三吾君 自治大臣、これもきょうのマスコミが一斉に取り上げておりますが、まだ国鉄関係の法案の審議に入っていないのに、(法案もないんだ)と呼ぶ者あり。法案もないんだけれども、あすの閣議でもって国鉄職員の公的機関に三万人受け入れを決める、六十一年から六十五年程度にかけて、これは監理委員会の机上のプランかと思つ

たところがそういう報道がされております。その中で地方は一万一千名が受け入れ可能だ、こういうことで閣議決定するような記事が出ておるんですが、いかがですか。

○国務大臣(吉屋信子) そういう問題は私も聞いております。このための関係の会議等もありました。恐らく近く閣議でそういう問題が出ると思ひますが、人数の問題につきましては、私は考え方として強制割り当て的なことを地方にやるのはおもしろくないといふことを主張しておるのであります。もちろん国鉄の皆さんのそういう問題につきましてはできるだけ協力すべきことは当然でございまいし、数字の点はまだ私どもはつきり細部まで決定的な段階ではないような私はそういう気持ちでおります。

ただ、恐らく今おっしゃいました数字に余り遠くないところでそういうことが、目標が決定されるかと思ひますが、地方団体としては高等学校、中学校、小学校の卒業の男子が大体そういうような条件に当たると思ひますが、地方も行政改革といふものをやつておりますので、無条件に採ることは難しいんじゃないだろうか。だから、私は自治省としては地方に強制的な割り当てをするといふような考えは持つておりません。

私どももいたしましては、そういう方が来られた場合に、地方公務員の共済年金に連動する措置をする場合にも、国鉄の在任期間の費用とか、そういうものはやはり向こうで持つてもらいたいといふことを、地方共済の負担にならないようにといふことを強く主張しておるところでございまして、大体その点は事務的には、大蔵大臣の答弁から見ましても話が詰まつておるといふふうに考えております。

○佐藤三吾君 ところが、私もきょうの石原次官とちよつと会つ機会がございまして聞いたら、こういうばかげた内容の案が来たのでそれはできませんと断つた。ところが、帰つてけさ新聞を見たら一万一千と数字がきちんと書いてあつて、あれは閣議で決める、こう言つてゐるわけだ。これ

○佐藤三吾君 自治大臣、これもきょうのマスコミが一斉に取り上げておりますが、まだ国鉄関係の法案の審議に入っていないのに、(法案もないんだ)と呼ぶ者あり。法案もないんだけれども、あすの閣議でもって国鉄職員の公的機関に三万人受け入れを決める、六十一年から六十五年程度にかけて、これは監理委員会の机上のプランかと思つ

は話が十分違うという感じを受けたんです。私は国鉄関係の法案のときの審議のあれになろうと思うんですけれども、こう矢張り早に次々と来る。そして、今国鉄が実際分割・民営化もやるかどうか決まっていらないのに、どんどん受け入れ態勢をつくれというかつこうでやられてくる。その受け入れ態勢をつくるというので、今、大臣の答弁を聞きまして、共済年金の積立金の移換についてはこれは大変なことだから、自治体に新たな負担にならないようにする、こういうことまで言っておられるわけです。

私は、一つは、地方行政改革大綱はもう撤回した方がいいんじゃないですか、こういうことになれば。もうあの趣旨は意味がなくなってきたんじゃないんですか。そういうことを一つ感じます。それから、共済の問題で言うなら、さっき言ったことがどういふふうにして守られるか、そこを聞きたいんです。

○政府委員(中島忠能君) 大臣から御答弁申し上げましたように、国鉄職員を地方公共団体が受け入れた場合に、国鉄職員期間というのは共済年金期間の基礎期間として算入されますので、必要な資金の移換を受けなきゃならない。そこでどういふふうにして受け入れるかということになるんですが、考え方の一つとして、職員が地方公務員にきたときに受け入れるのか、それともその職員が地方公務員をおやめになって、いざ年金を支払うときに受け入れるのかという方法についていろいろ問題があるわけでごさいますけれども、地方公務員共済サイドの問題として現在どういふ方法で受け入れるのが一番いいかということを検討しなければならぬというふうに考えております。この問題につきましては、現在のところ結論はまだ出ておりませんけれども、いずれにいたしましても、地方公務員共済として最も有利な方法といえますか、一番いい方法を選びたいというふうに考えております。

○国務大臣(古屋実吉君) 今、佐藤先生お話し、地方行政改革は有名無実だからもうやらぬ方がいい

いんじゃないかというお話でございましたが、全国的に見ますと、そういう対象になるようなアンバランスな状況もまだございしますので、私どもは、地方行政大綱に基づく人員の問題とか、そういうことはぜひ実行してまいらなきゃならぬと思っておりますし、こういう財政状況でございますので、どうしても行革は必要であると考えております。

ただ、国鉄の問題につきましては、こういう新たな問題でございしますので、私たちとしてはできるだけのことはいたします、強制的なことではないというのを申し上げた次第でございます。

○佐藤三吾君 もう一つの説では、鉄道公安官三千名は警察庁に受け入れる、こういうことも出されておりますね。これはむしろ当然でしょう、分割・民営になって公安官が残るわけにいかぬでしょうから。結果的にはやっぱり警察ということになるでしょう。大臣は国家公安委員長でもあるので、そこら辺の議論もやっておるんじゃないかと思ふんですが、その場合にもそうでございますが、共済関係の処理というのはどういふふうに考えられているんですか。

○政府委員(中島忠能君) 一般の地方公務員として受け入れる場合と考え方は同じでございます。相手が警察共済だというだけの違いでございます。

○佐藤三吾君 そうすれば、積立金は移換するということですね。そうすると、私が聞いておる中身で見ますと、国鉄共済を持ってい、持っていと言ってみても、これは金がないわけですよ。私が聞いておるのは四千四百億ぐらい。そのうち、鉄道債券に千三百億、それから住宅の建設の融資が一億と実質二千億しかないというふうな中身になっておると私は思ふんです。持ってい、持っていくと言ふけれども、持っていくの、持っていくことですか。

○政府委員(中島忠能君) それは先ほど御答弁申し上げたことと関連があるわけでございますけれども、どういう時点で移していただくのが一番いいかという問題になってくるだろうと思ふます。

○佐藤三吾君 ところが、部長、あなたは衆議院で、積立金の移換については負担が大きくて、これは運輸省と協議したところ了解をもらって、おる、こういうことを言っておるが、どんな了解ですか。

○政府委員(中島忠能君) 地方公務員共済組合に負担をかけるという内容でございます。

○佐藤三吾君 それは精神訓話みたいなもので、今あなたがおっしゃったように、引き取り分の積立金の移換はきちつと行いますと、ちゃんと約定か何かあるんですか。

○政府委員(中島忠能君) 私が申し上げましたように、約束の内容は、地方公務員共済に負担をかけるという内容でございますから、負担をかけるという前提でどういふような方法でいつ移換するのがいけないかというのは、これから事務的に詰める必要はないというふうに考えているわけでございます。

○佐藤三吾君 大臣、あなたは国家公安委員長でもあるわけですから、これは人ごとでないわけですね。先ほどから公務員部長の答弁を聞いてみると、全然中身は詰めていない、一つの原則みたいな話しかできていない、こういうふうにお伺いするんですけれども、こういう問題は、一方の受け入れなきゃならないところの共済、これは地共済だけじゃないと思ふますけれども、今大変な財源難で、しかもこういう改正案のような内容になっておるわけですから、逆に言えば一方はその余地はないんです。そこら辺はきちつと貫いてもらわないと今度こっちの方がえらいことになる。そういう性格を持っているわけですね。

ですから、今の情勢から見ると、あすの閣議にあなとも出られるわけでしょう。そして、そこで一人で反対してこの案をつぶすわけにはなかなかいかぬでしょう。そうすれば、やっぱり一つのレベルが敷かれてくる、こういうようなことになるわけですね、そういうことになるに当たってはそこら辺はきちつとする、これは明確に言明しておい

てもらわれないとかぬと思うんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(古屋実吉君) もちろん、私としては、地方共済に迷惑をかけないような方法でやってもらおうということはかねがね主張しておるのをごさいます。もちろんそういうことの必要は閣議においても申し上げるつもりであります。職員を移管したときに共済に迷惑をかけないということとは大体事務的には話がついておりますが、ただ、移管の時期とかやり方ということはまだ決まっております。ですから、例えば、あの国鉄の法案が六十二年度から実施するならば六十一年度に出ていると思うんです。それで、六十一年度の間に移管した場合は行政的に措置せにゃならぬと思ふますが、六十二年以降はきちつと法律で決めてもらうのが私は当然だと考えております。

○佐藤三吾君 そこら辺は大事なことで、それから、また将来、地共済が国鉄共済のようになりかねぬとも限らぬから、そこら辺はぜひきちつとしておいてもらいたいと思ふます。

そこで、今、厚生大臣が来ました。一時間の約束だったのが三十分に値切られて、一時間に大サービスしたのに値切られたというところは大変私は遺憾であります。厚生大臣、あなたの方が答弁の中でサービスしてください。

それで、午前中に大蔵大臣にも聞いたんですが、担当大臣じゃないからよくわからないということでしたが、竹下さんは竹下さんなりの一つの絵をここで説明いただいたんです。あなたは担当大臣ですから、当然そこら辺は理解の上だと思ふんです。

今回の改正というのは大変な大改革なんです。犠牲も相当出ますね。特に公務員共済などは大変な犠牲が出るわけで、これだけの犠牲を出してやるといふ以上は、七十年の年金一元化に向かってどういふものになっていくというプロセスと、その将来はこうなりますという絵をかかなくやならぬのを全然かかぬまま、ただ、一元化に向かつて、高齢化社会が訪れます何のこの言いな

ら、やみくもにとかく犠牲を伴う大改革をやるということでは納得しないんじゃないか、だから、そこで協力してほしいと言ふのなら、当然そこら辺のスケジュールを含めたものがなきゃならぬと私は思うのでありますけれども、この点がかかれていない。

これは、くどいようですが、例え、昨年です、退職者医療制度というものを厚生省が万々間違ひいせんといふことで打ち出した。ところが、わずか一年先には見直しを誤りましたという結果になってしまつて、二千八十億ほど地方に迷惑をかけるような結果になっておるわけでしょう。これでもう住民の皆さん方が保険料アップして大騒動しておる、こういうような前歴もあるわけですね。ですから、私が聞かしてほしいのは公的年金七十年一元化の具体的な内容、厚生大臣が考へておられるプロセス、展望、こういった点についていかがですか。

○国務大臣(増岡博之君) 将来のことでございますけれども、ただいま御審議いただいております年金改革に当たりまして、年金制度全体の長期的な安定の基礎づくりを進めることといたしておるわけでございます。そのために基礎年金を導入することによつて給付と負担の適正化を図ることとしておりまして、この点が将来にわたる給付と負担の見直しについてその方向性を示しておるものと考えておるわけでございます。

なお、その際もっと具体的な構想を明らかにすべきであるとの御意見でございますけれども、今回の年金改革によりまして基礎年金部分についてある程度の一元化が図られたと考えておるわけでありまして、その上に上乗せいたしますといふ二階建て部分につきまして、具体的にどのような方法によつて調整を図るかにつきましては、それぞれの制度に及ぼす影響が非常に大きな問題でもあります。したがつて、今後議論を尽くして、関係者の理解や国民の合意を得るためにそのような趣旨でその構想を進めていかなければならないわけでございますので、現時点では今までの

申し上げました以上の具体的な構想を示すことができないことは御理解をいただきたいと思います。

○佐藤三吾君 それは原稿を読むだけであつて、大臣、やはりお互いに話をするときには目と目を合わせながら話をしましょうよ。それであなたも大臣としての本音をひとつこで出してもらつて、事務局の書いた原稿はもう読まぬで議論しましょうよ。そうしなきゃ意味がないですよ。事務局の原稿を読むぐらいなら部屋に呼んできて聞いた方がよほどましな部分がある。そういうことじゃなくて、あなた担当大臣としてこの大事業にかかわつておるわけですよ。

私が聞きたいのは、確かに国鉄共済は六十四年度までは衆議院の中で一つ出てきた。ところが、これから先は何にもないのです。そうしてぼこつと上で七十年一元化と、こつと出しておる。これはあんまり無体な話ですよ。特に、さつきも議論があつたのですけれども、既裁定者の皆さんにしてみれば、戦前、戦中、戦後、ずっと国の政治の誤まりのために犠牲になつて戦争の被害を受けてきた。戦後はその再建をしてきた。そうしてようやく老後に入つて自分の老後の生活設計を考へる。一番基礎は年金ですよ。その年金を一方的に、断りもなしと言ひたいけれども、通年方式に切りかえて、そうしてその間追いつくまではスライド停止、これじゃたまつたものじゃないと思ふ。その犠牲を無理にお願ひしなげらな七十年一元化しなきゃならぬのかという説得力のある絵が欲しいと私は言つておるわけですよ。どういう絵を描いておるのか、その具体的なプロセスは何なのか、そこが衆議院段階の議論を何ば読んで出てこない。

だから、私がきょうあなたを待ち構えているのはそれなんです。それをあなたは――私は竹下さんにさつき聞いたら、竹下さんは私は担当大臣ではないからよくわからぬけれども言うから、そうだと、それなら担当大臣は午後出てくるからと私は待ち構えておつたわけです。それをあなたは原

稿の棒読みやつたんではどうにもならぬですよ。お互いに目を合わせながら議論しましょうよ。そういう意味であなたの描いておるものを率直に、ざつとばらんに、言つてくださいよ。何もあなたの言質とつていやとか、こういうことを言ひやせぬから堂々と腹を打ち割つて、国民に向かつて話をしてくださいます。

○国務大臣(増岡博之君) 基本的には、先ほども申し上げましたけれども、各制度の安定を図つていかなければならぬということがまず第一に挙げられると思ひます。

それから、負担と給付の公平性を確保していかなければならぬ。また制度間の整合性を保つていこう。こういう基本方針でやります場合に、それは一元化といふことは具体的にどういふことかと言ひますと、一方では統合一本化するといふお話しもございましょうし、また制度それぞれ独立しておいてそうして制度間の調整を図つて負担と給付の公平化を図つてはどうか、いろいろな考え方があつたわけでございます。それをまさに先生がおっしゃる通りに組み立てていくことはこれから議論でありまして、その大前提として基礎年金の導入の法案をお願いいたしておるわけでございます。それから、来年の四月以降早急にその具体的な構想を詰めていかなければならぬ、そういう事態に至つていふと思ひます。

○佐藤三吾君 先ほど竹下大臣は、統合という字を使つておられませんが、一元化です。この一元化という意味は各共済年金には歴史があり、沿革あり、内容も違い、特にとりわけ公務員の場合には公務員制度の一環としての共済年金、こういうふうな違いがあるので、したがつて統合という字を使つていないんです。私は担当大臣ではないからわからないけれどもという断りはありましたが、あつたけれども、今の共済制度そのものがバランスをとつていく、負担でバランスをとつていく。そういう意味で私が受け取つたのは、今の制度はそのままとして残して、中身の負担と給付

のバランスをとつていくんだ、それが一元化だと、竹下さんの一元化の一環だと、こういうふうには私は受け取つたんですけれども、厚生大臣もそういうふうな理解でいいですか。

○国務大臣(増岡博之君) そういうお考えも一元化の一つの方法でございまして、したがつて、そのことを来年四月以降詰めていかなければならぬといふふうにお考えでおるわけでございます。

○佐藤三吾君 そうすると、そういう方法もまた一つの方法なら、厚生省、厚生大臣としては何か別の一元化の中身を持っていますか、詰めていくのには対案も必要でしょうし、いかがでしようか。

○国務大臣(増岡博之君) 先ほど申し上げた統合一本化も一つの考え方でございますけれども、私としては各省の意見をまとめる役でございます。私の方から立案してこういうものをやりたいからやれといふわけにはまいりませんので、関係者の御意見もよく承つてまいりたいと思ひます。

○佐藤三吾君 そうですか、担当大臣というのはそんなものでいいんですか。そうじゃなくねらいがあるんじゃないですか。本当のねらい。あなた本音を言つたらどうですか。私は本音が出ていないからいろいろとややこしい議論になると思ふんです。

今度の年金の改正案を見ましても、端的に言へるのは国庫負担が大幅に減つてきますね。それはもう歴然とした数字が出ていますね。それで一つは何かという国鉄共済はもう破産状態になつていふ。これをどう救うか。そのために国公に三公社を入れて統合する。そこで救済措置をやる。こういう方法をとる。二番目には、国民年金がまた危なくなる。危なくなつたんじゃない、これは大変だから、したがつて、危なくなる前に、厚生年金の積み金四十九兆ですか、そこに目をつけてこれと統合していく。こういう一段、二段、三段ロケットという方式が本音であつて、七十年の一元化というのはそれでは余りぎすぎすし過ぎて説明がつかないので掲げておるだけで、本音はそこにある、

こう私は思うんですけれども、違いますか。

○国務大臣(増岡博之君) これまでいろいろな対策が行われてまいりましたし、これから行われるものとしておりますのは、一元化に向けての地ならしの作業だというふうに思います。したがって、最終的な一元化の姿がどういうものであるかというところはこれから関係者が集まって協議をしなければならぬ問題であらうというふうに思います。

○佐藤三吾君 それに対して厚生省としては一つの絵は持っているんですか、主管担当大臣としては。

○国務大臣(増岡博之君) 私、年金担当大臣でありますけれども、事務局は厚生省ではございまして内閣審議室でございまして、その方である。勉強はいたしておりますけれども、まだお示しいたすような案を持っておるわけではございません。

○佐藤三吾君 しかし、あなたは年金担当大臣だからそこら辺の話がうまく聞けるんじゃないかと私は期待しておったんですけれども、なるほど、そういう意味ではあなた今聞き直ったような内容でしょう。わかりました。それではあなたはそういうふうなものを持っていない、調整だけだ、こういうふうな前提で話しましょう。

その上で聞くんですが、さっき私が言った年金の一連の改正というのは国鉄、国民年金、この救済にねらいがある、これは違いますか。

○国務大臣(増岡博之君) 国鉄の救済につきましては、現在、従前の三公社あるいは国家公務員の共済組合で財政調整をやっていたいておるわけでごいまして、昭和六十四年度までは大蔵大臣の言明によりまして支給に差し支えないようにいたすということでございまして、現在のところ、そのような国鉄の救済をどうするかということとは年金全体の問題としてはまだ考えるに至っておりません。

○佐藤三吾君 そういうふうなお答えなら、次の問題ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

これは自治省にもなりますが、この一連の各法の改正の中で一番打撃を受けるのは公務員共済ですね、ダウンにしても、率にしてもですね。そこでは私がお聞きしたいと思うんですが、例えば、職域年金の場合には、竹下大蔵大臣も言っておったように、一面には公務員の特権性もありました。しかし、同時にもう一つは、人事院からの調査を待ってというくだりの中に出てまいりましたように、企業年金を見て、こういうのがあつた。企業年金を調べてみると、労使の負担は大体七対三ですね。それからちょっと大企業になりますと八対二ですね。それがどうして折半ということになつておるんですか、逆の意味で、逆官民格差というのが起りやしませんか。いかがでしょう。

○政府委員(中島忠能君) 今回の案を立案いたしましたときに、私たちもいろいろなところから企業年金に関する資料を取り寄せて勉強はいたしました。先生がおっしゃるような数字も見たことがございまして、ただ一つ申し上げておきたいのは、企業年金というふうに一口で申しまして、大企業から中小企業まで非常にバラエティーに富んでおりまして、公務員の共済年金を構成する場合には企業年金という形で参考になるものはなかなか得がたかったということが一つあろうかと思えます。

もう一つは、今、先生がおっしゃいましたように、七対三とか八対二といった場合に、退職手当というものがその中に一体どういうふうに入らされておるんだらうかというところの資料も実は得ることができなかったわけでございます。

したがって、今回私たちが公務員共済年金というものの新しい設計をいたします場合に、企業年金というものを自信を持って参考にするにはまだ資料が不十分だなどという感じを受けて今回の案を作成したわけでございます。したがって、この問題についてはもう少ししばらく私たちの方では民間の情勢を見守りながら勉強していく必要があるというふうに考えております。

○佐藤三吾君 これはちょっと外れますけれども、健保の場合も同じですね。向こうのいわゆる

民間の健保、それから共済の短期ですか、これらは八対二ですね。こういうことを見ると、あなたは企業の中には大小によつていろいろ違いがあると言われけれども、違いがあるけれども、しかし中身を見ると七か八かの違いですね、中身はそう折半というのではない、率直に言つて。そうすれば、民間の大勢は、いわゆる労使の負担は折半というものが大勢じゃなくて、七対三とか八対二とか、あつても一つの型はもうでき上がつておるんじゃないかと思つておるんですね、短期も含めて。そういう状態になれば、公務員としての場合も、健保の場合には退職金は何かの縁もゆかりもないわけだから、そういうことを含めて当然これは再検討というか、見直しをするというか、これは法律事項でもありませんから、この際検討する時期に来たんじゃないかというふうな感じがしますけれども、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 健康保険の問題につきましては、今、先生がおっしゃいますように、健保の場合には折半負担になっていない、公務員共済の場合には折半負担になっておるということでございます。

公務員共済の短期についての負担割合を決める基本になつております社会保障制度審議会の答申におきまして労使折半の原則がうたはれておるということ、もう一つは、公務員共済の場合に、私たち少しづつは、使用者側の負担を多くするということ、即ちそれが住民の税金による負担だということね返りがございまして、負担割合をもし変更するということになりましたら、そこは住民の意向といひますか、反応といひますか、そこを少し慎重に見守らなさいというふうなことを考へております。しかし、健保の方が労使折半負担でない、公務員共済の場合には労使折半負担だ、こういうような現状は私たち自身も認識を保持しておるわけでございます。

○佐藤三吾君 認識を持っただけじゃこれは宝の持ちぐされで、認識を持ったなら直ちに行動にかか

らなきゃ話にならぬわけですが、そういうことを含めて検討していただくという理解でよろしいですか。

○政府委員(中島忠能君) 絶えず勉強しなきゃならないというふうな考へておりますが、その勉強の一つの課題だというふうにお考えいただいて結構でございます。

○佐藤三吾君 厚生大臣は今の話を聞きまして、もう一遍言ひましたね。その中で、あれは国庫が一銭も行っていないわけ、原資は労使折半です。その問題について竹下大蔵大臣とさつきいろいろ議論したんですが、結果的に竹下さんの意見としては、一兩年のうちに人事委員会の調査を待って検討しよう、こういうことに衆議院段階の答弁をいただいたんですけれども、その際に、竹下さんも口に出しましたように、企業年金を見て、こう言つていました、その企業年金は今お話しのように、若干の違いはあつてもほとんど七対三か八対二ですよ。折半というのはない。それが一つ。

もう一つは、今度は民間で言う健保がありまふ。共済で言ひますと短期と言ひます。その分が一緒になつて今は共済組合になつておるんですね。この医療とか、短期のものはこれも民間の場合には七対三か八対二です。公務員の場合には折半なんです。これはある意味で逆官民格差ですよ。ですから、ここら辺は厚生大臣としてどういう御認識を持っておるのか、それをちょっと聞かせてください。

○国務大臣(増岡博之君) 所管が違ひますので、私なりの個人的な感想を述べたいと思ひますが、民間の企業年金の場合には退職金相当分がかなり含まれておるわけでございますので、そういう意味から企業負担が多くて個人負担が少ないという結果になつておるんだらうというふうな思つております。したがって、公務員の方をどういうふうに考へるかというところは、これはいろいろ審議会なり何なり御意見があるようでござい

で、御所管の方で考えただければ結構ではないかというふうに思っています。

○佐藤三吾君 まあ、あなたは調整をする役だと、こうおっしゃるから、調整するあなたの方の認識が違つておつたんじゃないから問題提起をしたわけです。これはひとつ十分勉強なさつて下さい。私は逆格差になつておるような感じがします。年金の方は基本がなくなつて、今度は通年方式、厚生年金と同じになつておるわけだ、そういうことを考えてみると感じがします。それを検討してもらいたいと思います。

そこで、大臣と小林審議官にちよつと聞いておきたいのは、地方公営企業の問題です。

この負担金が言いかえれば企業負担、こういう仕組みになつておるわけで、これは衆議院でもいろいろ議論をなさつたようでありまふけれども、地方公営企業の職員も同じ地方公務員であり共済組合員である、中における扱いにこういう差があつていいのかどうか疑問だと前から私は思ふんです。特に地方公営企業の場合には、あなたも御存じのとおり、独立採算制が非常に強く指導を求められる、経営の健全化、料金の高騰を抑えなさいとなかなか規制が厳しい。そういう中で基礎年金に対する措置が企業の中で払えというものはこれとても大変なこと、やはり一般会計から道を聞くことが重要じゃないか、これは大方の認識としてはそうだと私は思ふんです。きょうは財政局長がおれば財政局長にと思つたんですが、おりませんので、小林さんの意見、大臣の意見等をお聞きして、ぜひそこら辺の検討をしていただけないものか、こういうふうに思つておるわけですが、いかがですか。

○説明員(小林実君) 共済制度につきまして地方団体の負担がございますけれども、これは雇用者としての負担部分とそれから公経済の主体としての負担部分があるということで考えられますが、この公経済の主体としての負担部分につきましては現行の共済制度発足時に全体としては地方団体の負担とされましたけれども、その際、公営企業

につきましては国の企業関係職員と同様公営企業会計において負担することとされた経緯がございます。今回の制度改正によります基礎年金導入によりまして、地方団体の実質的な負担関係は変わりはないわけですが、新しい制度発足後の公営企業職員分の取り扱いにつきましては、従来の経緯もございまして、それから財政全体にかかわる問題でもございまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 大臣、時間がございせんから申し上げるんですが、私は国の四現業とは違ふと思ふ、率直に言つて、今までのそういう経緯から見ましても、そういう意味では、結局、地方公営企業の場合には料金にはね返つたりしないとも限らない。そういう性格を帯びるわけですから、これは大臣、ぜひそういうことを含んで検討して、あなた自身も地方公営企業はよく御存じのことなんですから、国の四現業との関係を言つておつたんじゃない、独自にこの問題の処理を決着づける、こういう決意を持つていただかなきゃならぬのじゃないかというふうに思ふんですが、そういう意味で大臣の御見解をお受けしておきたいと思ひます。

○国務大臣(古屋亨君) お説の点は、私も国の四現業とは直接のあれは違いますけれども、今の先生の御意見、そして現業でやつてゐること等を見ましても、公的負担のあり方についてひとつ検討してまいります。

○佐藤三吾君 終わります。

○中野明君 厚生大臣も時間に制約を受けておりますので、まず厚生大臣関係を先にやらしていただきます。

御承知のとおり、我が党におきましては、基礎年金を導入することについてはかねがねの主張でございまして、その意味におきましては、今回の措置については一応の、それなりの評価はやぶさかでありせんけれども、しかし、国民年金法のとくにも議論がありましたように、基礎年金導入につきましても基本理念に十分沿つておらないと

いうことで、私どもも不満は残しておるわけでありまふ。

そこで、午前中もただいまも同僚議員からお話が出ておりますが、今回のこの共済年金の改正に当たりまして、公務員の共済には大変我慢をしておらうという中身になつております。今お話にありましたとおり、閣議決定で「七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる」、このようにおっしゃつておるわけですから、これはど加入者に我慢を強いてまでやる以上は、七十年にはこういう形になりますよ、こういう形になりますよという具体的なものを示しにならないと理解と協力は得られないんじゃないかということ、重ねてお尋ねするわけです。年金担当大臣として、先ほども調整役だとおっしゃつておるんですが、この国鉄共済に見られるように、どうしても将来そういうところが次々に出てくるんじゃないかという心配をいたします。ですから、年金担当大臣としては、一元化の最終的な案として財布を一つにせねばならないんじゃないか、このようなお考えを持っておられるんじゃないかと思ふんですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(増岡博之君) 財布を一つにするということは、恐らく年金制度全体を統合するというふうにお考えではないかと思ひますが、私どもは、それも一つの考え方であるけれども、しかし制度の分立を前提として制度間調整にとどめるといった構想も考えられるわけでございますので、そのいずれか一方に偏つた考え方を今持つておるわけではございませんで、少なくとも、一元化の過程では公的年金制度全体について長期的な安定を図ること、給付と負担の各制度間の公平性を図る、整合性をとるといふ、抽象的なことでありますけれども、そのような基本で対処してまいらなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○中野明君 国鉄問題一つとてみましても、制度間の調整が大変難渋するということは目に見えておるわけでありまふ。ですから、私はきょうあ

すとか、七十年まで絶対というふうな意味で申し上げてゐるんじゃないに、将来的な構想としては、最終的にはそこを目標にしないといふゆる年金というものは国民の理解と協力を得られるような姿にはならぬのじゃないか、こういうふうに申し上げてゐるんですが、その辺もう一度お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(増岡博之君) 制度が別でも、事実上先生のおっしゃる財布を一本化する、これはまあ全部の財布でなくとも、そういう調整機能を有する財布を一緒にするといふ、その部分を一緒にするといふ考え方もあるかと思ひますけれども、いずれにしてもまだそこまで具体的に詰めておりませんので、今具体的な構想をお示しするわけにはいきまふのが残念でございます。この法律案が通りまして、基礎年金によつてある程度の一元化がスタートした時点から早急にその構想を固めてまいりたいというふうに考えております。

○中野明君 大臣、今できていないとおっしゃるんですから、これ以上平行線でございます。そうしますと、今お話がありましたように、この法案が通つてからいろいろ考へるといふことなんです、皆さんが心配をしておられますのは、我々も一緒なんです、こういう制度を変えたときに、要するに、財政再建が優先をして、そして国庫補助を、国の負担を減らすといふことに重点が置かれてゐる。そして加入者には我慢をしろ、給付は悪くなりまふよ、国の負担は減らしますよ、そして掛金は上がりまふよと、こういうことで先の見通しも示されないといふことになる、これはもう入つてゐる者は不安でたまらぬ、こういうことなんです。

ですから、国の負担をふやせといふのは今の財政状況から言うべくして無理だと思ひますが、国の負担は現在のままでいきます、だから我慢をしてくださいといふのならある程度今の大臣の答弁で理解する人が多いと思ふんです、国の負担を減らしてゐるものですか。そうすると、はつきり将来の形を示してもらわないと途中で何をやられ

るかわからぬ、こういう不安が後に残っている。そういう意味で申し上げているわけであらう、構想を示すめどを大体どの辺に置いておられますか、この法案が通過した後から。そう何年も何年もやっておったんではたまたまぬわけであらう、大体こういう構想で、スケジュールを組んでやっていきたいと思ひますと、そういう腹案はお持ちですか。

○政府委員(山内豊徳君) 大臣が御答弁いたしました前に、計数にわたることもございますので私から御説明させていただきますのであります。

まず、これは私も直接所管しております厚生年金、国民年金を頭に置いて御答弁します。あるいは共済の御審議の場においてはそぐわないかと思ひますが、今回の改正というものはあくまで、大臣が今申しましたように、給付と負担のバランスをとるといふことで、給付は非常に控え目になって負担だけがふえる構想だと私もよく御指摘を受けるのでございますが、私も端的に申しまして現行のままでいけば、厚生年金で言へば現役給料の三八%、四割近い保険料負担になるものを二・八・九%、三〇%以下のところとどめたということが今回改正の主眼と考えております。

したがいまして、国庫負担につきましても、確かに現行のままで進みました場合に比へますと国庫負担のふえ方はもちろん小さくなるのでございますが、これは全体の給付の適正化に際してでございます。やはり国庫負担そのものはかなり将来まで数字をもって国民年金、厚生年金を通じて国庫負担額を示すといふことはできていないわけでございます。そのような意味で、大臣も先ほど申しましたように、基礎年金の導入といふこと、あるいはその上に各制度で給付のかんりの適正化が実現されることによつて、大きな意味での一元化への基礎づくりは動き出すんだといふふうに考えているわけでございます。

ただ、いろいろ御議論ございましたように、ま

た政府部内で議論をいたしましたも、各制度の独立をいかに生かすかといふこと、あるいは各制度にも例へば、厚生年金がない職域部門があったりいたしまして、そういうことについてはやはり今回の改正が実施されます四月以降、政府部内でも率直な意見をぶつけながら今回の検討をしなればいけないと思ひております。

それで、私も実は内閣の仕事も併任であつて受けておるのでございますが、どうやって今後政府部内で検討するか、はつきり申しまして時間的スケジュールはもとよりのこと、どんな形で政府部内で検討するかやはりできるだけ早い機会に事務的な相談もしなければならぬといふ、そういう意味では検討に着手することについてはかなり差し迫つた気持ちでいるわけでございます。ただ残念ながら、大臣も申しましたように、何年ぐらゐ先にかゝる構想を練つて、何年目からそれについての準備に入るといふようなことを全く今のところは持ち切れないのが率直なところでございます。何となくその点は御理解いただきたいと思ひております。

○中野明君 これだけの改革法案を出しておられるわけですから、もう当然一緒に将来のスケジュールが示されるのが当たり前なんです。それを、これからまたやってみたいとどうもわからぬといふようなことでは、まことに不親切といふんです。か、怠慢といふんです。か、そういうふうにか言ひようがありません。まだ決まっていないうんなんです。これはもうなるだけ速やかに着手されて、そして七十年には大体こういう考えです、それから後はこうですといふようなことを示さないといふ、やはり不安と不満は後へ残つていつて、せつかくの制度が台なしになる、私はそういうふうな心配をします。強く要望しておきます。

それからもう一つは、先ほどもちよつと出ていきましたが、この基本年金も、果たして現在の状況で基本年金だろかといふことで、ちよつと厚生大臣がいらつしやいますのでお尋ねをするわけな

んですが、この基礎年金は二十五年以上国民年金に加入していなければ支給はされないといふことになっていまして、この保険料の未納者あるいは滞納者、この対策が不鮮明であるように私は思ふんですが、無年金になる人たちができてくる心配があるんです。そういう点について一体現在どれぐらゐ未納者あるいは滞納者、法律的にもう納めぬでよろしいといふんですか、そういう人たちは幾らぐらゐおられるんですか。

○政府委員(長尾立子君) お答え申し上げます。国民年金の保険料の免除者、滞納者の状況でございますが、まず保険料の免除の状況でございますけれども、昭和五十九年度で法定免除を受けている者は八十七万人、それから申請免除を受けている者が二百三十三万人でございます。合計いたしまして三百十九万人でございます。これはい

わゆる国民年金の強制適用グループの方に対して一七・四%という数字になっております。次に、保険料の滞納者でございますけれども、実は、滞納者という形で滞納者数を統計的にとっておりません。で、保険料を納入すべき月に対して幾ら、その何%は納入されたかという率で私ども統計をとっておりますので、その検認率で申し上げさせていただきますが、昭和五十九年度で九四・一%になっております。五・九%は滞納といふことでございます。

ただいま先生の御質問は、こういった滞納をされる方、また免除を受けている方への影響は将来年金受給の上でどういふふうになつてくるかと考えているかといふことだと思ひますが、免除を受けておられる方につきましては、これらの方々がこの期間につきまして保険料を免除された期間が三分の一の給付になるということになるわけでございます。いまして、いわば基礎年金としての満額を受けられないといふことになるわけでございますが、現在保険料の免除を受けた方につきましては、十年間に追納をするという仕組みがございます。で、現実にも相当の方が収入がもとへ戻られた段階で追納しております。そういうことでござい

ますので、今申し上げました数字が即その額の減額に結びつくとは申し上げられないかと思ひますが、一七・四%の方がそういう意味では額の減少に結びつく可能性を持つておるといふことでございます。

問題は滞納者の方でございます。滞納されますと、本来必要となつております資格期間に満たない場合には年金をお受けにならないといふ事態になるわけでございます。これは、国民皆年金といふことが現在の私どもの理念でございます。で、できるだけ多くの方が年金に結びつくといふような対策をとらなくてはならないと思ひておるわけでございます。この滞納者の方々につきましては、できる限りその保険料を納入していただくよう、もし納入していただけないような実態があるならば免除申請の手続をとっていただくよう、細かく指導してまいりたいといふふうに思ひておるわけでございます。

○中野明君 重ねてお尋ねをするわけですが、この保険料が現在の状態の推移で上がつていきますと滞納者がふえるんじゃないかと私も心配して居るわけなんです。この点についての見通しですね。免除者と滞納者がますますふえてくる傾向にあるのか、それとも減るのか、その辺はどう見ておられますか。

○政府委員(長尾立子君) 確かに、保険料の上昇が保険料の徴収成績に影響を与えるのではないかとはいふことはごもっともだと思ひます。長期的に見ますと、保険料が非常に上がりました過程で免除率が上昇するといふ傾向は見られております。

今後、この免除率自体が上昇していくのかどうかという予想でございますが、ただいま五十九年の数字を申し上げたわけでございますが、絶対数の増加自体は実は鈍化をいたしております。しかし、被保険者数自体が減少傾向にございまして、率としては上昇して行くといふ傾向にあるわけでございます。六十年度までの状況を経過的に見ておきますと、六十年度の数字はそれほど上昇しないのではないかといふような感じを持つ

ております。保険料の免除のことにつきましては国会でもいろいろ御審議をいただいたわけですが、私どもは保険料の免除をお受けになる場合に、年金額にさき申し上げましたような影響が出るということについて被保険者の方に十分御説明をしていない嫌いがあるのではないかと、御指導を強化してまいりたいという趣意を申し上げておるわけですが、そういう趣意では保険料の免除が今後急激に上昇していくということは余りないのではないかと、気がいたしております。

問題はもう一つの方の滞納でございます。滞納の面につきましては、実は、被保険者の把握といえますが、保険料を納入していただく人たちの把握が大変難しくなっているところがあるのではないかと、この点でございますが、この点につきましては、例えば、国民健康保険の被保険者台帳等から対象者を的確に洗い出しまして、できる限り滞納という事態がないような、こういうことをやらしていただくかと思っております。基本的には、保険料を今三カ月に一度まとめて払っていただくわけでございますが、これがなかなか納入しにくくなるというような事情もございまして、今回の法律改正によりまして、これが毎月納付というふうに変更になります。ところが、こういった毎月納付を実施いたしますと、例えば、口座振替という方法につきましても、例えば、口座振替という方法につきましても、納入されやすくなるという趣意が、そういうような措置をとらしていただきたいというふうに思っております。

○中野明君 いずれにいたしましても、一万円を超えような掛金になってまいりますと、これは大変な滞納者といえますか、そういう人が将来出てくるのではないかと心配しているわけですが、大臣、そういうことについて、将来これは大きな問題になってくるんじゃないかと思っております。せっかく基礎年金を導入されても滞納者が出たり、あるいは免除してもらったけれども、後でも

う一遍掛けられるという人はなかなかそう数多くないで、今の答弁ではかなり出ておるようには言われませんが、そういう面のせつかくの基礎年金の趣旨が外れてしまうような形になつてもこれ困りますので、その辺はぜひ今後の課題として対策を検討していただきたい、こう思うんですが、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、せつかく制度がございましてその対象から外れていくという方々があることは大変残念でございますから、そういうことをなくするためにどういうやり方をすればいいかということを含めまして、よく研究、検討をさせていただきたいと思ひます。

○中野明君 それで、文部と警察関係にお尋ねをするわけです。

地方公務員の共済組合連合会が発足しておるわけですが、公立学校の共済と警察共済は当面別建ての制度として参加はしておられないようです。今回の改正は一元化の方向を目指しての大改正であるわけなんです、今回の改正に地共済で連合会と一緒に入られたら一番よかったんじゃないかと私どもは考えるわけなんです、これができなかった理由をお聞かせいただけますか。

○説明員(岡林隆君) お答えいたします。

地方公務員連合会から当分の間公立学校共済組合が除かれておるわけですが、その理由といたしましては、一つは、公立学校共済組合は約百十三万人もの組合員を擁しまして、安定した規模で、一般行政職とは異なる職域によりまして既に全国一本の長期給付事業を行っているという事情にあること。それから二点目、連合会設立のねらいの一つが一部の小規模共済組合の年金財政の救済にあるわけですが、当面その救済は一般地方行政職員の共済グループで十分可能と考えられることが二点目でございます。それから三点目、連合会への加入には相当巨額の拠出金を要するものでありますため、組合の他の事業への影響等検討すべき課題もあり、このた

め大世帯であります公立学校共済組合の合意形成は段階的に進めていく、そういう必要があるというところでございます。

文部省といたしましては、連合会設立が公的年金制度の一元化を展望したものである、そういうことから公立学校共済組合も連合会に加入する必要がある、そういう認識はもろもろ持つておるわけでございますが、加入につきましては現在のところ見通しが立っていないというのが正直なところでございます。ただ、今後連合会の運営状況などを勘案しながら、さらには将来の年金財政の見通し、それから年金制度全体の改革の動向等をも踏まえながら、その加入につきまして合意が得られるように関係者間で協議をし、検討を進めてまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

○政府委員(大堀太千男君) お答えをいたします。

警察共済組合の地方公務員共済組合連合会への加入につきましては、当庁といたしましては早期に加入することが望ましいと考えておりますので、今後とも関係機関との協議を尽くしてまいりたい、かように考えております。

○中野明君 文部省の方はやはり基本的には連合会に加入すべきだというお考えのようですが、大分時間がかかるんですか。見通しといたしまして、目標はどのくらいに置いておられますか。

○説明員(岡林隆君) ただいま申し上げましたとおり、現在のところまだその先の見通しがはっきり立っていないというのが現在の状況でございます。

○中野明君 自治大臣、これはなかなか難しい問題はあるんですけれども、政府は基本的に年金一元化という方向にもう大方針を決めていつていられるわけですから、自分のところさえよければいいという考え方になつたらもういつまでたつてもできませんので、その辺は、自治大臣の管轄下には警察の関係も入っておりますので、ぜひそれは地方公務員共済は地方公務員共済で一本になる方向に

努力をしてもらいたい。そうしないと説得力がなくなつてくると思ひます。国民から見ても、どうしてこれだけ別になつていっているんだ、こういうことになりまして、結局将来は、国鉄ではないですけれども、弱いところがやはり出てくるんじゃないか。そうなつてくるとまた調整でございまして、文部省の関係もありませんが、ぜひその辺は御努力をお願いしたいと思います、どうでしょう。

○国務大臣(古屋圭子君) 自治省としては、両共済もできるだけ早い時期に今の共済と一本になるというところが望ましいと考えておまして、文部省や警察庁にも申し入れておまして、文部省は今課長が話されましたように、関係方面と引き続き検討中であるがまだ見通しが立っていないという回答もございました。警察共済組合の警察庁からは、前向きに検討するが、新たに加入する共済組合が同一歩調がとれるよう配慮すべきであるという趣旨の回答がございました。今回の改正につきましては特別の措置はとらなかつたんであります。しかし、自治省としてはできるだけ速やかに今のお話のように両共済組合も連合会に加入することが望ましいと考えておまして、その線で努力をいたすつもりでございます。

○中野明君 次に、人事院にお尋ねをしたいんです。人事院は、けさほども議論がありましたように、公務員の年金制度に対しては調査研究、そして意見を述べる役目を持つておられるわけなんです、今回のこの職域年金、このことについて人事院としては何か物をおっしゃつたんですか、どうでしょう。

○説明員(小堀紀久生君) お答え申し上げます。今回の年金制度の改正の基本的な考え方は、高齢化社会の到来と社会経済情勢の変化に対応いたしまして、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため公的年金制度の一元化を展望しつつ改正を進めるといふものでございまして、

努力をしてもらいたい。そうしないと説得力がなくなつてくると思ひます。国民から見ても、どうしてこれだけ別になつていっているんだ、こういうことになりまして、結局将来は、国鉄ではないですけれども、弱いところがやはり出てくるんじゃないか。そうなつてくるとまた調整でございまして、文部省の関係もありませんが、ぜひその辺は御努力をお願いしたいと思います、どうでしょう。

て、公務員にとっては厳しい改正になっているというところは認めざるを得ないわけでございますが、公的年金の一元化の流れの中で、同一世代内のあるいは世代間の公平性の確保、こういうものを配慮しながら共済年金制度を安定的に維持していくためには基本的にはやむを得ない面があるのではないかと考えております。

しかしながら、公務員の退職年金制度と申しますのは一般被用者年金制度とは異なりまして、単に社会保障年金としてのみならず、公務の公正かつ能率的な運営に資するという公務員制度の側面を有しておりますから、人事管理上重要な役割を果たしていることから、今回の改正に際しましては、国家公務員法百八条に基づく正式な意見の申し出というわけではございませんが、職域年金のあり方を中心といたしまして、公務員制度の一環として機能し得るよう十分な配慮を必要とする旨の申し入れを所管庁に対して行っております。

○中野明君 それはいつ、どういう形でなさったんですか。

○説明員(小堀紀久生君) ことしの一月十四日に、私どもの給与局長から大蔵省の主計局長に対して口頭でその趣旨を申し入れております。

○中野明君 今回の改正案は、たしか私五十九年の十月ごろに改正案の大綱はまとまっておったように思うのですが、そういう案が出てから口頭で言うというふうな、そういうのなきなことではないんだらうかと思っております。そして、この口頭で申し入れられたものを見せていただきましたが、「年金制度の改正に際しては特に職域年金の在り方を中心として公務員制度の一環として機能し得るよう十分な配慮を必要とするものと考えます。」という言い方なんです、この意味はどういう意味なんですか。もう法案ができていますわけですから、改正案の中身に人事院としては満足をしていらつしやるのかどうか。

○説明員(小堀紀久生君) 先ほどの給与局長からの口頭申し入れと申しますのは一月の段階でございますけれども、それ以前の検討段階におきましては、人事院といたしましても事務的なベースで所管省庁等に対しては御意見を申し上げたという経緯がございます。

この案の内容についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、こういう改正案が出てまいりました経緯等がございまして、公務員にとりましては非常に厳しい内容であるということとは認めざるを得ないわけでございますけれども、この職域年金が別途設置されているという点から公務員制度としての側面は維持していけるのではないかと考えております。

○中野明君 それでは、先ほど議論が出ておりました、この職域年金部分の水準、これは公務員の特殊性から見ても妥当なものと考えておられるかどうかなんです。それは人事院が調査研究もしておられるわけですから、けさは出ておりましたように、千分の一・五というのが前は千分の二・〇ですか、そういうような説明があった、今回は一・五になったということなんです、このことについて人事院はどういう見解を持っていますか。

○説明員(小堀紀久生君) 今申し上げましたとおり、公務員年金は一般被用者年金と異なりまして、公務員の退職後の適当な生活の維持を図ることによりまして公務の公正かつ能率的な運営に資するという側面を持っておりますので、職域年金相当部分と申しますのはその中心的な役割を果たしていると考えております。そういう点からいいますと、職域年金相当部分の水準は厚いものとすることが望ましいわけでございますけれども、将来の保険料負担の限界等保険数理との兼ね合いもあるということも理解できるところでございますので、今後退職公務員の生活実態、民間の企業年金の動向等を踏まえながら人事院としては研究してまいりたいと思っております。

○中野明君 以前には、昭和二十八年でしたか、人事院が国会と内閣に意見を述べられたという実績もあるわけですか。今回は非常に控え目になさつて、この改革というのはいずれ大蔵省、財政当局主導で行われているのではないかと、いうふうにお聞きしています。人事院としては責任があるわけですし、人事院の役目もあるわけで、調査研究というのは人事院の大きな仕事なんです。ぜひ研究をされ調査もされて適切な答えを出していただきたい。それが今後の年金の運用に当たって反映できるようにしていただきたいと思うんですが、その辺はよろしいでしょうか。

○説明員(小堀紀久生君) 御趣旨を踏まえまして、人事院といたしましては今後十分に検討してまいりたいと思っております。

○中野明君 これは衆議院段階でも随分議論になって、参議院でも恐らく議論になってくると思っておりますが、ぜひこれは大臣もよく御了承いただいております。おつて相談に乗っていただきたい、こう思うのでございます。

それから、次の問題に移りたいと思いますが、基礎年金制度が、すべての婦人に自分名義の基礎年金に加入して支給するといふ婦人の年金権の確立を図ったと言われているわけですが、地共済においても年金受給権者の配偶者は離婚によって基礎年金部分しか受けられなくなつて低額となつてしまふおそれがあるのではないかという心配があるのですが、この辺はどうお考えになつておりますか。

○説明員(松本英昭君) 御説明申し上げます。今回の基礎年金の導入でございますが、これは国民共済の基礎年金を導入するというところでございまして、地方公務員でありますし、民間企業でありますし、その基礎年金の適用の関係は全く同じでございます。したがって、先生が御指摘のように、地方公務員の職員の被扶養配偶者であった方が離婚をなさいますと、その被扶養配偶者であった期間は御本人の基礎年金の資格期間に入りますし、それからまた同時に基礎年金の算定のための期間にも算入されるわけでございます。そして離婚なさいますと、その方が自営業となられますれば独自に第一号被保険者と

して国民年金に加入される、あるいはその方がお勤めになり他の厚生年金等の適用を受けられますればそちらの方の保険を通じてまた国民年金に加入される、こういうことになってこようかと思ひます。

○中野明君 今の場合は仕事がある人なんです、仕事のない人たちはもう何にもなくなつてしまふわけですので、地共済の年金についても給料比例年金の一部の権利を離婚した妻に配分する、そういう考えはないのかどうか。

○説明員(松本英昭君) 御指摘のように、一人一年金制度という形で構成いたしますのは基礎年金部分でございますから、共済年金の部分に離婚に伴つてその方に権利として帰属するということはございせん。

○中野明君 わかりました。次の問題に移ります。これは先ほど出ておりましたが、共済四法案共通なんです、今年金を受けておられる既裁定者に対してスライドを停止して調整するということがうたわれておられるわけなんです。スライドを停止された人の、佐藤先生もさっきおっしゃっていましたが、上の方は私的なほどと思えるんですが、真ん中以下の人ですか、低い人、スライドされる人の分布といふと、その辺はつかんでおられるんですか。大体どの層がどれぐらいになつておられるのか、それをおつかみになつておられるんですか。

○説明員(松本英昭君) 先ほど、部長の方から全体の基本ルール適用者という人数を御説明申し上げたわけでございますが、通年ルールすなわち厚生年金と同様の算定をいたします方が有利になる方というのはその者の有しておられます組合員期間、それから同時にその者の最終の年金の算定基礎になつております額との関係で定まっております。例えば、三十年の組合員期間を有しておられます方はちょうど分岐点が二十九万ぐらゐ、最終給料が二十九万ぐらゐ、三十二年の方が約三十万ぐらゐというふうな数字になつてまいり

ます。先生御指摘のように、それぞれの人数が現実どの程度あるかということは現在つまびらかにしておられないのでまことに申しわけございませんが、さよう御理解いただきたく思います。

○中野明君 標準的な方、標準以下の方、この方たちまで停止をするというのは余りにも酷じやないかという考え方を我々持つんですが、その辺何とかどこかに線を引いて、そして何%以下の方はこれはもう現状のままでいくべきだ、そういう措置はできないものですか。

○政府委員(中島忠能君) 先ほど佐藤先生にも御説明申し上げたわけですが、この従前額保障するという考え方は、この改正法が施行されましたならば、それ以後に裁定される方とのバランスからいって、既に年金が裁定されておる方についても我々としていただかなきゃならないわけでございますけれども、やはり今回の改正案をつくるまでの一つの考え方として既得権というものは尊重して、いこうというところでとらしていただいた措置でございます。その既得権を尊重するということにはいろいろな考え方があろうと思ひます。先生のおっしゃるような考え方もあろうと思ひますけれども、やはり年金額の低い方も低い方も同じように既得権を尊重していかなければならないというふうに私は思ひます。

そこで、今、先生がお話しになりますように、年金額の低い人だけという考え方は私も理解できませんけれども、やはり改正法施行前と施行後のバランスというものを考えさせていただくということにして、やはりどちらにも公平に取り扱わしていただくというところでございまして、先生のいらっしゃる気持ちも私としてはよくわかりますけれども、どうかこの点については御了解いただきたいと思ひます。

○中野明君 これは佐藤先生も触れておられましたが、高い人はいいんですけれども、弱い人は何か我々もお話を聞いておいてこれはひどいなという感じを受けますので、その辺もいずれ大臣の方にも、いろいろ各委員会の共済の共通の問題です

し、先ほどのお話もありましたのでこれ以上申し上げませんが、ぜひ御検討をお願いしたいと思ひます。

それから、次の問題としましては、地方公務員等共済組合法の一条の二で、これも衆議院でもえらい議論になりました、いわゆる物価の諸事情に著しい変動があったとき速やかに年金給付の額を改定するとしておるんですが、これはやはり賃金の著しい変動というものが加えて対処すべきじゃないかというのが衆議院段階でも強い意見でございましたので、ぜひこの点も含めて大臣にお願いをしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○国務大臣(古屋亨君) この点は厚生年金の参議院の修正もありましたが、物価と賃金の動向を反映させるために再評価が行われているのでありまして、今後も地方公務員共済におきましても厚生年金同様の措置をとることを予定しておりますし、これによって賃金の動向も反映されるものと考へておりますので、この規定に関する修正等につきましては本委員会の審議の推移等を十分踏まえて対応していくこととしております。

○中野明君 それから、職域年金部分の支給要件の中で、組合員の期間が二十五年以上と二十五年未満とでは著しい差が出てくるようになっておりますが、この点については何らかの是正策を講じる必要があるんじゃないだろうか、こう言われてるんですが、この辺はどうでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 職域年金部分の支給につきましても、退職共済年金の受給要件である二十五年間という期間を公務員としてお勤めいただいたときには九千分の一・五を支給しようじゃないかということで御提案申し上げております。この二十五年という期間につきましては衆議院においてもいろいろ議論がございました。私たちもその議論もそれなりに理解できるところがございます。法案修正にもかかわることでございますので、本院においていろいろ御議論いただき、また四共済に共通する問題でございますので調整していただくということにならうかと思ひますが、私

たちもその推移というものを見守っていききたいというふうに考えております。

○中野明君 大臣、この点も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、併給調整の問題なんです、現在、夫の遺族年金と妻の退職年金など二つの年金が支給されている制度をやめまして、今後は原則として一人一年金という改正になっておるわけなんです、夫に先立たれた人で非常に気の毒な人もおるわけですので、こういう点もたまたもう一遍にすばつとやっつけてしまわないで、年金額の制限を設けたらどうなんだろうか。ここから上の人は我慢してください、ここから下の人は両方もらって何とか生活が成り立つようにしてあげたい、こういう配慮は考えられなかつたものかどうかという点についてお答えいただきたいんです。

○政府委員(中島忠能君) この併給調整の問題につきましても、厚生年金法の改正の際にも衆議院、参議院のそれぞれの社会労働委員会で大変議論されました。私もその議論を傍聴いたしました、現在私たちが御提案申し上げている同じ内容で結局議決されたわけでございますけれども、この併給調整というのを、先生がおっしゃる考え方も一つの考え方だと思います。ただ、非常に技術的に難しいという問題がございますことと、私たちの場合にはできるだけ低い年金をかさ上げして、いこうじゃないかということで、例えて申しますと、六十歳からの特別支給という制度がございますが、その中の定額部分については二百四十月のみなしをするとか、あるいは障害共済年金とか遺族共済年金につきましてもは三月のみなしをするとか、あるいは障害共済年金の厚生年金相当部分につきましてもは一定額を保障するとかということを行ひまして、低額というものができるだけ避けられるように措置を講じまして今回の併給調整をやらしていただいたらどうだろうかということを考えてわけでございます。厚生年金の審議のときにも盛んに議論された問題でございますし、私たちもその議論を踏まえた上での御答弁でございます。

すので御了解いただければと思ひます。

○中野明君 それから、法律がで上がるというも過渡期ということで不満が出てくるんですが、この改正案が成立して来年の四月一日施行ということになったとして、来年の三月三十一日までに夫が死亡した人は併給がもらへる。ところが、四月一日以降に亡くなったらもうだめなんだ、併給は禁止だ。そんなことは全然ないとは言えませんが、そんな極端なものも出てくるんじゃないかと、こう考えるんですが、ここらについての経過措置ということはお考えになっていないんでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 制度をつくりましますという、制度を改正する場合にいつも突き当たる問題でございます。その経過措置がないかということでございますけれども、四共済の担当者が集まりましていろいろ議論いたしましたけれども、やはり通常の制度と同じように、今回の制度の施行前後によりまして先生が御指摘になるような事態が避けられないかというふうに思ひますが、非常に私たちも心痛めますけれども、いつも制度を改正するときの問題でございますので、ひとつこの際も御了解いただきたいということでございます。

○中野明君 それは、制度改正のときにはわからぬことはいないんですが、一日違いでひどい違いが出るというのは余りにも酷じやないか、そういうふうに我々もつい思ふものですから申し上げていくわけなんです。

それから、組合員期間が六カ月以上一年未満で障害者となつて、障害年金が支給されていない過去の障害者に何と厚生年金の場合に準じて障害年金を支給することができないか、こういう問題です。

もう一つは、やはりこれ同じく六カ月以上一年未満で遺族年金を受けていない人、この人たちを何とか救う方法はないか、厚生年金並みにしてやるわけにいかぬか、こういうことなんです、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 非常に実感的によくわかるお話でございますけれども、この問題も衆議院の段階において議論されました。制度を改正するときにそういう問題が起こってまいりますが、一つは実務的に非常に大変だろうという気がいたします。地方団体三千三百ございますけれども、特に今先生おっしゃいました遺族年金の場合には、その扱いについて実務的に非常に難しい問題があるだろうというふうに共済組合関係者は言っておりますので、その問題につきましても問題の提起としてはわかりやすいけれどもなかなか取り扱いが難しい、衆議院の段階で議論されましたときに、四共済の関係者が集まって相談はいたしましたけれども、やはり取り上げるのは難しいんじゃないかというふうに私たちが現在考えております。

○中野明君 事務的に非常に難しいということ、私も衆議院の段階の議論は承知しているんですけども、事務側からすると、やろうとすると難しいかもしれないが、関係者、要するに障害した場合は本人の申告、遺族年金の場合は遺族の申告ということにすれば事務的にも可能じゃないかと私は思うんですが、どうお考えになりますか。

○政府委員(中島忠能君) 申告制度でどうだ、こういう御提案でございますけれども、非常に重要な、基本的な権利にかかわる事項につきましても申告制度ということできちんと割り切つてそれでいいかということになりますと、そのことにつきましても共済の専門家の間ではいろいろ議論がございますので、私たちは今回の問題としてはなかなか難しいんじゃないかというふうに考えざるを得ないわけでございます。

○中野明君 これは、うそを申告するというような人は私は全然おらぬと思います。もう亡くなっている場合は遺族ですし、けがをしたのも障害であつたら本人ですから、障害してないのに障害だと言つて申告するそんな人でもない人はおらぬと思いますので、その辺は事務的にも煩雑さが避けられるし、可能じゃないか、私このように今な

おもうんですけれども、大臣、どうなんでしょうね。こういう点についても官民格差というのがこれは逆に起っているわけですから、厚生年金並みにしても当たり前じゃないかという感じがするんです。ぜひこれは修正してもらいたいという考えを私は持つておりますが、大臣、どういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(中島忠能君) 繰り返し御答弁になるかと思ひますけれども、衆議院で問題が提起されましたときに関係四省の担当者が集まりまして相談いたしました。実務的に難しいというか、取り扱いがなかなか公平が期しがたいんじゃないかという話もございましたけれども、こういう制度を改正するときに過去の掘り起こしをするということも考えるというところになりますと、制度を改正するときにそういうことまで考えますとなかなか難しいという感じがいたしますので、制度を改正するときはその前後について割り切つた考え方で進ましていただかないでいいんじゃないかというふうに思ひます。

先生の問題提起は提起したいとして、衆議院の段階でもいろいろ御説明させていただきまして、それなりの提起としてはわかりましたけれども、共済関係者の間の取り扱いとしては遠慮していただかないでいいんじゃないかというところでございます。

○中野明君 いや、官民格差をなくすんですから、だからこれもなくしたらどうなのかというところから我々も議論を出発しているわけなんです。都合のいいことはとると、都合の悪いことはとらないという、そういうことはいかかなんかという感じを私今なお受けるんです。部長はそう言っているんですが、厚生年金でやっていると、こういう改正のときにはもう切られるところは切られて、そして厚生年金並みにしてくれと言つたら、それはあかんのやと、これはちょっと気の毒なような気がするんですが、大臣はどう考えますか。

○国務大臣(土屋嘉子君) 事務的に言いますと、衆議院段階におきまして事務局としては大変難し

いという結論を出しておりますから、将来の政治的問題として、先生の御意見もありませんので、私はひとつ勉強をさせていただきましてということをはっきり申し上げておきます。

○中野明君 勉強課題に入れておいてください。それから、ちょっとこれも気の毒じゃないかと思ひますが、読んでみますと、「施行日の前日から引き続き組合員である者のうち同日」のこの施行日です。「において退職年金の受給資格を満たしている者が、施行日以後に退職共済年金を受ける権利を有することとなつた場合において、その者の受けるべき年金額が、施行日の前日において退職したならば受けることができた退職年金の額より少ないときは、当該退職年金の額をもつて退職共済年金の額とする」、こうなっているわけなんです。この従前保障の年金については物価による自動改定を一定期間行わないことになっております。この点については緩和措置が必要じゃないかという点の一つです。

それから、施行日以後の掛金納付期間についても、掛金を納付していることに一定の配慮が必要じゃないか。もう固定されてしまつて、それから後に掛金を掛けたって、それは極端な言い方をしますと掛け捨てになるのと違うかということなんです。だから、掛け捨てなら何から何とか一定の配慮が必要じゃないか、こういう意見なんです。その辺どうでしょう。

○政府委員(中島忠能君) 先生がおっしゃいましたのは、いわゆるみなし従前保障というもので、施行日以後退職する方についての扱いでございますが、非常に冷たいと言われるかも知れませんが、施行日以後に裁定される方につきましては、本当は、その施行日以後に施行されている法律に基づいて年金を裁定させていただくというのが普通のやり方だというふうに思ひます。

ただ、それでは少し配慮に欠けるんじゃないかというふうな声もあろうかというので、施行日の前日に裁定されたならば得られたであろう年金額を保障しようじゃないか、こういうことで配慮した

わけでございます。

それに物価スライドをとかくやれというの、一つの御主張かと思ひますけれども、施行日以後に裁定される方については新法で裁定させていただくのを、既得権といひますか期待権といひますか、それを尊重するというところで、三月三十一日現在で受けることができる年金額を保障させていただいたんでございまして、私たちがいたしましてはそこはひとつ勘弁いただけないだろうかというのが正直なところの考え方でございます。

もう一つは、掛金の掛け捨ての話でございますけれども、これは正直なところ、私たち自身もそんなこと言へば掛け捨てになるわけでございますけれども、そこはこういう大改正をやる前後の話でございますので、掛け捨てというか、それは大きな目で見て、先輩後輩の間のお互いの助け合いのシステムの掛金だということ御了解いただけないかというふうに思ひます。

○中野明君 掛け捨てという言葉が適切でなかったらそれは言ひかえすけれども、何か私の受けた感じでは、掛け捨てのような姿になっているんじゃないだろうか、こう思うものですか、その分は何か一定の配慮をしてあげるのが当たり前です。ある意味では、先の方の物価スライドというものは何ぼか僕も今の御答弁で理解ができません。でも、掛け捨てと言ふのがいかどうか自分でも適切な言葉かどうかかわりませんが、僕は掛け捨てのような気がするんです。それをさせるというのとは酷くないか、そういうことで少し何か配慮の余地はないだろうか、一定の配慮の余地はないんだらうかと思ひますが、これいけませんかね。

○政府委員(中島忠能君) 改正法の施行前後にまたがる人間というのはたくさんおります。私たちが、現在の法律で裁定された年金額が恐らく改正法施行以後に裁定されるよりも高いということにならうかと思ひますけれども、そうしますと私たちも改正法施行以後、いわゆる掛けた掛金という

のは年金額の上に反映されない、そういう形になるわけでございますけれども、そういう人たちがいらつてという前提で、この際とにかく制度改正をさせていただけないだろうか、こういう御提案でございます。

先生の御指摘は私を含めまして多くの方が恐らくよくわかるというふうに言うに違いありませんけれども、こういう制度の改正を行うときにおきましてはそういう人たちが出てきて、そういう人たちはやはり御了解いただかなければならない問題じゃないだろうかという気がいたします。

○中野明君 これは我が党としても修正の一つに入れて強く要望したい、こう思っておりますので、大臣、先ほどのあれと一緒にぜひ検討事項の中に入れておいてください。

それで、もう一点は、いろいろの要望が私どもの方へも来るわけです。昭和六十年度の公務員のベアは前年度からの積み残し分を有しておいて、かつ現年金受給者へのベア適用は現職公務員の実施よりも一年おくれの適用を考慮されるところに、恩給受給者との均衡上からも現在の全年金受給者に対して六十年四月分から六十年公務員ベアを適用してもらいたい、こういう要請といひますか陳情が来ているんですが、これに対してどういふ考えを持っておりますか。

○説明員(松本英昭君) ただいま先生御指摘の点は、今回既裁定年金の裁定がえをいたします際に、いわゆる基本ルールの方は昭和六十年度のベアを基本ルールとして受けて、そしてその上で従前額を保障してほしい、こういうお話じゃないかと思ひます。

御承知のように、従前額保障という考え方は施行日の前日におきまして年金額を特別に保障していただきます、こういう考え方をとっておりますので、そういうことになってまいりますと、施行日の前日、六十年度の三月三十一日、末日でございますが、その日の年金額には既裁定者の基本ルールの方は今年度のベアは反映しない現在の制度でございます。したがって、その額そのものを

保障するという考え方のもとにおきましては残念ながら先生の御指摘のようなことはできないのでございまして、そのかわりに、通年ルールに裁定がえをいたしました額の給料比例部分の算定基礎となります給料には、ただいまの六十年度におきまして国家公務員のベアを反映させてスライドをさせていく、そういう考え方をとっておりますので、結論としてはそれだけ早くスライド停止から抜け出せる、こういうことになってまいらうかと思ひます。

○中野明君 大蔵大臣への質問をつくっております。ただ、大臣、先ほど来佐藤先生もおっしゃっておりますように、四共済共通の問題もありまして、理事会でも検討すると委員長もお約束なさっております。こういう大改革のときでございまして、もう私どもの要望を十二分に酌み取ってもらつて、可能な限りの修正をして、そして共済組合員の皆さん方にもある程度の理解が得られるような参議院の審議にしたいと思ひます。

○神谷信之助君 同僚議員の今までの質問と重複しないようにして、単刀直入にお伺いをしていきたいと思ひます。

まず、国庫負担問題にかかわる点ですが、公的負担が従来の給付費の一五・八五％から基礎年金に対する拠出金の三分の一に変わることになるわけですが、これで公的負担というものがふえるのか減るのか。減るわけですが、どれだけ減るのか、現行の考え方ですと、何％ぐらいになるのか、この点についてまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(中島忠能君) 現行制度のまま公的負担を続けるということにいたしますと、六十一年度が七百億円でございまして、それから七十年度が千五百億円、ほぼ二倍でございまして、それから八十年度が二千七百億円、九十年年度が四千億円というところでございまして、

○神谷信之助君 今までの給付費の一五・八五％という考え方からすれば大体二一％、増減はあるけれどもまあ一％ぐらいだというように衆議院では答弁された。大体その数字は間違いないですか。

○政府委員(中島忠能君) 率を申し上げますと、六十一年度は百億ほどふえますから率としては一四％になりますが、七十年度は八六％でございまして、八十年年度が六三％でございまして、九十年年度が五五％でございまして、

○神谷信之助君 今までの給付費の一五・八五％という考え方からすれば大体二一％、増減はあるけれどもまあ一％ぐらいだというように衆議院では答弁された。大体その数字は間違いないですか。

○神谷信之助君 大体そういう数字と御理解いただいてよろしいと思ひます。

○神谷信之助君 それは、当委員会でも、初めは一五％でしたが、一五・八五に引き上げられた。さらに、その後も引き続いて、毎年のようにこの公的負担をふやせ、厚生年金に近づけるようにせよという附帯決議を当委員会としてやってきたんですけれども、これは言いかえたら公的負担制度における国の責任といひますか、負担といひますか、これをふやせようという意思を当委員会でも例年のように明らかにしてきたんですけれども、これは逆に減らされておるわけですね。この点についてどういふようにお考えか、まず聞きたいと思ひます。

○政府委員(中島忠能君) これは、先生よく御存じかも知れませんが、公的年金制度それぞれの間で公的負担について差があった、差があることについてそれぞれの委員会それぞれ議論が実はございました。先生がおっしゃる通りに、当委員会におきましても公的負担の調整といひま

すか、そういう附帯決議がたびたびなされております。そこで、今回の改正案というものを立案するに当たりまして、その公的負担というものを公的年金制度間で公平にしようというものを導入する、そこで基礎年金に対する拠出金の三分の一に統一して公的負担をしていこうじゃないかということをお考えいただいております。

考えました結果、先生が今御指摘になりますように、公的負担の額は現行制度のままに置いておきますよりも確かに額は減つてまいります。減つてまいりますけれども、この公的負担が減つたというふうには非難されながらも、六十一年度と九十年年度で一体どういふふうになるのか、六十一年度と九十年年度で一体どういふふうになるのかといひますと、二・七倍ふえておるわけでございます。

○神谷信之助君 給付がふえて、それでまたその負担としての掛金も若干ふえていくとかいふその関係で見るといいけれども、給付の方も大幅に後退をするし、そして今おっしゃったように、財源率を見ても、六十一年度と九十五年度で見れば二・三倍になるわけでしょう。これは我々どうも納得できないんです。

そこで、公的年金制度というもののあり方はどういふふうに考えておられるかといふことなんです。いわば労働力を失ったときに、つまり障害を受けたとか、病気になるかとか、長期に労働力がなくなった、あるいは高齢になつて使えないとい

うことが一番頼れる問題であるし、また、それなくして長寿社会というのはあり得ないと思っております。長寿社会対策関係閣僚会議というものをつくったのも恐らくそういう点にあるのではないかと思います。そう思うんですが、個々の具体的施策において、そういうことに反するようなことが結果的に見えてくることは、あるものについてはそういうようなものがあると考えております。

やはり目標としては、今のような潤いのある暮らしができるようにするということが一番根本であり、地方自治の本旨もそういうところにあるわけでありまして、実は、生活保護の問題につきましても国の問題について最後の決定はまだでございますが、この国会におけるこの前の補助金の問

題に対する先生方のいろいろの御意見の趣旨は大蔵大臣もそれを考えてやると言っておりますし、私どもは、もう率直に自分でそういう決意をしておりますので、私が一人で頑張つてもなかなか進まぬ点もあるかと思いますが、理想はそういう点でもって頑張つてまいりたいと思います。

○神谷信之助君　この点はさつきも同僚委員からありましたけれども、厚生年金なんかと右へ做えだということでは基礎年金の三分の一というなをしたながら、片一方でそれは国庫補助ではなしに公的負担という問題ですね。これは今までも、現行の状態の場合でも大分議論も何回かしたんですけれども、先ほど言った公営企業の問題やら不交付団体の問題いろいろ問題が出てきますね。だから、片一方、右へ做えするときはそっちに右へ做えして、こっちの方ははつかしという感じを強くするんですけれども、どうしてもそれはもうまかりならぬ問題なのか、あるいは公営企業や不

交付団体に対する措置はどういうふうと考えておられるか、この辺はどうですか。

○政府委員（中島忠能君） 公営企業に対する措置というか、取り扱いにつきましては衆議院段階におきましてもいろいろ議論がございました。私たちの方では、今までは国の四現業との均衡を考慮して考えていかなきゃならないということで御答

弁申し上げてまいりましたけれども、本院におきましてもいろいろ強い意見がございます。私たちは、どういふふうにしてこれからこの問題に取り組んでいくか、改めていろいろの方の御意見を踏まえて検討させていただきたいというふうに思います。

○神谷信之助君 先ほども、公務員部長は、逆の見方をしたら、財源率といいますが、負担の方の倍率もそれほど大きくならないとおっしゃったんだけれども、これはみずからの心の痛みを少しでも和らげようという話だろうと思うんだけれども、実際に、今度の案を年金全体で見てもみますと、今度の案が実際に完結してきますと給付水準が大きく低下するということは、これは自治省が出されたモデルでもはっきりしてきているんですけれども、別の角度からいろいろ試算をしてみました。

例えば、高卒で二十歳で採用されて四十年勤務をする。今度は俸給表が変わりますけれども、現行の俸給表の行政職(一)表で初任給の八等級四号俸から出発をして、仮に給与改定をゼロで定期昇給のみというように控え目に賃金上昇を抑えて、言うならば掛金がばあつとふえるのを抑えて見ているんですけれども、そうやって低目に見て、そしてそちらの言われている財源率による掛金を計算する、それでこの職員が四十年間掛け続けていく、それに使用者負担分がありますから、これらを含めた積立金に今度は実質金利三%という計算です。現在は運用金利七%あるいは物価上昇率三%とか今いろいろありますけれども、これもできるだけ低目に抑えて実質金利三%を見込んでみますと、この人の六十歳における積立総額は四千四百五十万円になるんです。

もし、この人が独身であるか、あるいは扶養配偶者がいない場合、仮に八十歳まで生きたとして、受け取る年金の総額は五十九年価格で三千六百二十万円、六十歳以後にも加算される積立金利の増を加えて差し引き計算をいたしますと三千二百九万円は残金として残りますという状況になります。

る。もし、無職の妻があつて、八十歳まで生きて年金を受けたとしても、その総計というのは四千七百三十万円、千七百万円まだ積み立てが残っておるというわけです。

これがその集計したグラフですが、(資料を示す)こつちが独身の場合、こつちが妻がある場合、それで一番最初の低いのが自分が積み立てたグラフ、それからこれが使用者負担も含めて積み立てた金利が加わったもの、これがもう年金もらうものです。これで見ますと、妻がある場合、九十ぐらいでやつと積み立てた額をオーバーする年金がもらえる、こうなりますね。独身ですと百まで生きてもまだ残っておる、こういう計算になりますね。これは単純計算しているんですけれども。

だから、こういうふうに今度のものでいくと、自分が掛けたもの、それからもちろんそれぞれの自治体が同額を出していますから、これは年金としてもらえるものとして積み立てるのですから、だから、当然もううべき権利のものとして考えるんだからそれにも遠く及ばない、言うなら掛け損になるというのが非常に今度は特微的に出てきているのですよ。これを私は非常に心配をしています。

先ほどもちょっと話がありましたけれども、現職の人の場合でも、例えば、五十六歳で来年三月三十一日に現行法で再計算をして、そしてあとブルして、六十になってやめて年金をもらうわけでしょう。そうするとその間の、先ほど話があったけれども、言うたら自分の年金がふえるわけはないわけだ、もう五十六歳で四年ほどしかおられないんだから。ふえるわけはないでしょう、物価でアップするわけはないんだから。

こうなつてきますと、私は共済年金制度に対する信頼度というものがなくなっていくと思う。だから、逆に片一方では、企業年金で月三十万円を保障するようなどころも出てきています。これがばあつと広がってきておるわけでしょう、あるいは個人年金に頼らざるを得ぬということになつて

くる。そうすると、これは公的年金制度そのものの崩壊への道を歩み出すことになりはしないか、このような考え方で行けば、さらに、もっと国の財政が苦しくなっていくとどうやって減らすかと、どんなふうなことをやるわけですか。こんなことになりかねない。だから、国の財政がどうであらうと、政治の基本的にはここにあるんだから、そこは信頼を裏切らないような公的年金制度にしなければ、今回のやり方というのは公的年金制度そのものの崩壊の危険さえ将来は生まれてくるというふうに私は思うんですが、この点はいかがでしょう。

○政府委員(中島忠能君) 非常に多くの問題の指摘がございました。

お答えさせていただきたいと思いますが、公的負担が減るじゃないかということから問題が始まったわけでございますけれども、私が御説明させていただきましては、公的負担は現在の制度に比べて確実に減つてまいりますけれども、年金給付費というものがこれから非常に大きなベースでふえてまいりますので、それに対する公的負担はやはりベースとしては今度の新しい制度によつても非常にふえていく。そしてそのふえていく公的負担が、例えて言いますと、国が示しました長期の税収見通しに對してどうだろうかと、これを比べても、税収の中に占める公的負担の割合というものはこの新しい制度に基づいても徐々にふえていくことを得ないというところでございます。この公的負担の今度の改正案についていろいろの観点から評価してみるのが必要があるんじゃないかというふうに思いますので、そういう観点からも先生ひとつ眺めていただきたいと思います。

私たちがしかることだけを念頭に置いて評価なさるといふんじやなくて、そういう観点からも見ていただけないだろうかというふうに思います。

それからもう一つ、お話の中にございましたけれども、年金額が減額される減額されるというところが非常に大きく宣伝されるわけでございますけれども、現行制度のままにしておいたよりも確か

に年金額は減つてまいります。それは間違いないと思いますけれども、現在、三十二年お勤めになりました、平均的に申し上げますと、地方公務員の平均給与月額に対して大体七十一%ぐらいの年金というふうになります。減額するじゃないか減額するじゃないかということでおしかりを受けている今度の新しい年金制度で、四十年間勤めて裁定いたしますと、平均給与月額に対して七十四%ぐらいになってまいります。したがって、まあ八年間長く勤務するけれども、七十一%から七十四%にしか年金がふえないんだぞというふうに見ていただくと、ああやっぱふえるのかと、こういうふうにもごらんいただけるんじゃないかというふうに思います。

それから、先生がいろいろ計算されました、結局収支相償わないじゃないかというお話がございました。突然の御指摘でございますけれども、私たちが今年金制度を考へる場合に、年金制度というものは世代間の扶養のシステムである。したがって、今新しく年金制度をスタートさせるというよりも、現在既にある年金制度というものの上に改正案を乗つけて考えていくわけでございますから、そこは先生が計算されましたものと少し前提条件が違うんじゃないかということが一つ。

もう一つは、公的年金制度というものはインフレに對してもある一定の年金額というものは保障していかなくやならないという意味において、個人年金とかあるいは企業年金とは若干違ふんじやないかというふうに思います。いづつどういうときにどういうインフレが起こるかということをお考えますと、やはり公的年金の方が国民としては安心できるんじゃないかというふうに思います。そういうふうなことも考えていただきたいと思います。先生の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

○神谷信之助君 そんな、インフレを予想して年金制度をつくつてもらつたら困るんで、インフレで一番ひどい目に遭うのは労働者諸君なんで、それか

ら、私は何も公務員部長をしかつてゐるんじゃないに、お決めたのは内閣であるし、その一員である大臣でありますからね。問題はやっぱりそこ、あなたに専門家だからそういう質問にもすぐお答えになれるんで答えてもらったんだけれども、基本は先ほど大臣にもお話ししたところで、そこを考へてもらわなきゃならぬと思ひます。

それから、これは我々が目指す社会主義社会になればそういった問題についてはうんと変わつてしまひます。国民の労働によつて得た成果は国民の生活保障に充てる方向に大きく転換したい、すべきだといふふうに私も思つてゐますから、もう掛金とかどうとかという問題はなくなつてくるんですけれども、しかし、そういう社会にならなくても、今の資本主義社会においても基本線を貫いていくならば、国民年金や厚生年金の方をできるだけ水準を引き上げていく努力はしても、悪い方に引き下げていくというふうなことは我々は絶対に許すわけにはいかぬというふうに思ひます。

それから、もう少し今度は具体的な問題に移りますけれども、現に年金を受けてゐる人、その中で基本ルール採用者が、衆議院の中での答弁では三十六万三千人中の二十万七千人ほどが一般ルールだといふ答弁があります。これは五七％、半分を超えてゐますね。これが通算方式に変わつて基本的には下がらるわけですね。こういうことになると思ふんですけれども、この計算のやり方はいわゆる既裁定者の場合、現行の現職と同じように退職前一年間の平均給料が、それとも全期間に変えるのか、現行で計算をするのか、この辺はいかがですか。既裁定者です。

○政府委員(中島忠能君) 裁定がえのときですか。

○神谷信之助君 ええ、裁定がえです。

○政府委員(中島忠能君) 通年ルールに裁定がえするといふことでございますので、一年間の給与で裁定がえをいたします。

○神谷信之助君 それからもう一つ、先ほどからの同僚議員への答弁を聞いていますと、通年ルールにやつて、そしてそれは一応保障して、そこまで到達するまでやつて保障してゐるんだからといって恩着せがましいといふ言ひを聞かされたけれども、しかし、片一方では毎年物価は上がりますから毎年目減りになるわけですね。今も聞かされてゐるの減らぬといふように見えるけれども、実際はほとんど減つていくわけでしょう。だから、これはやつぱりその面では既得権の侵害だと、この辺はどういうふうにお考へですか。

○政府委員(中島忠能君) 私の言葉遣いが悪くて恩着せがましいといふふうにお考へたのかもわかりませんが、私の方では既得権といふか、期待権といふものを最大限に尊重するといふことで従前額保障をさしていただきますと、こういう考へ方でございます。

そこで、先生が御指摘になりましたように、確かに通年ルールに裁定がえした額、その額を物価スライドしながら従前額保障をした額に到達するまでスライド停止をするわけでございますけれども、公務員の世界のことだを考へるなら、確かに私はそういうようなことを考へるべきやならない、そういう御指摘も当たつてゐると思ふんですが、通年ルールに裁定がえするといふことは、厚生年金と同じといふか、厚生年金に近いルールで裁定した額にさしていただきますと、それから物価スライドをさしていただきますといふことでございまして、この面におきましては厚生年金並みになるというか、民間の労働者並みになるといひますか、そういうような観点から考へますとまあまあ我慢していただけるんじゃないかといふふうに思ふわけでございます。先ほどから御答弁申し上げておりますように、通常の場合にはスライドの停止期間は二年ぐらいいかないかといふふうに思ひますので、二年間だけ我慢してくださいといふことを申し上げたいわけでございます。

○神谷信之助君 私が言つてゐるのは、民間並みにしたんですから我慢してくれれば、民間の方が

悪いんだつたら共済並みに上げなさいと言つてゐるんですよ。だから、この間の改悪したやつは元へ戻して、悪くしたのは元に戻して、そして共済並みにしないといふことを言つてゐるんで、民間並みに下げてゐるんだから我慢せよといふことは通らないといふことを申し上げておきます。

そこで次に、これも同僚議員から問題を出しました消防職員の問題で消防庁長官に伺ひます。五十四年のときに特別措置をして司令補以下については五十五歳というようにしたわけですね。それから六年たつてゐるでしょう。ところが、実際には労働条件なり何なりという状況は当時と変わつてゐない。変わつてない状況のところ、今度それを外しちゃう、こういうことですね。この辺は私はどうにも納得ができません。消防庁の方からもらった年齢別の退職者表によりますと、例えば、昭和五十八年度の総退職者数二千五百六十九人です。そのうち五十五歳未満の若年退職者は八百六十八人、三三・八％です。だから三人に一人は五十五歳以下でやめてゐるわけですね。これが五十八年の実績。それから五十七年ですと、若年、五十五歳未満でやめた人は九百七十四人です。これは五十七年の率も五十六年の率も五十六年率は千九百九人ですから五十七年に率も五十六年率と同じで五十五歳以上でやめた人が千六百五人で、五十五歳以下でやめた人が千九百九人です。

の問題としてはもうなつてゐない。それから若い人ですとやめてゐるんだけれども、若いのが一五五の間で五十三人かやめてゐるんですよ。いわゆる五十五歳未満が八百六十八人だけども、そのうち二十歳から三十五歳でやめてゐる人が五百二十三人。半分以上は大体その時期にやめる。割合に早いんですよ。

といふのは、これは消防職員の未来の問題もあると思ひます。実際、消防車が現地に入るときには司令補以下四名ですか、司令補の指揮者一名それから士長、運転手、消防士、隊員という形で四人職員が行きます。それが大体一般的になつてゐます。それから消防職員の総数十二万五千八百七十六人、五十九年四月一日現在のうち消防司令補以下は十一万六千二百四十四名、九二・二％が言うたら実際に消防車に乗つて動く人だから体力を必要としてゐる。こういう状況を見ますと、やつぱり人員の確保、それから交替勤務制の改善の問題、週休二日制まで含めてそういうことも考へなきゃならぬ等々、職場の条件といふものを相当よくしないといふか問題がある。しかも、この間国会で、私は現場の消防職員の声を十分よく聞くようにと申し上げたけれども、あのときも指摘したように、ころつと変わつてゐるんですね。初めの反対といふときに賛成といふ人は一人しかいなかったんだ。ところが、その次はころつと変わつてゐる。これは、先ほど同僚議員から指摘したように、あのときにも私が申し上げたとおりです。だから、本場に現場の人たちの意見を聞くといふ状態になつてゐない。この点では、例えば、苦情処理委員会を設けて十分よく聞くとか、個別に言うといつた一人ではなかなか皆言ひにくいわけですよ、全体として出てきたものだから。そういう状態をやつぱり考へなければだめだ。

だから、今度は五十五歳の特例を廃止するといふのは廃止するだけの条件が、六年前とちつとも変わつてゐないのに廃止する理由はないといふ

ように私は思うんです。まずその辺について、消防局長官として新たな決意で努力をせぬことには、これは早急ではないかというように思いますが、どうですか。

○政府委員(関根則之) 確かに、この前、五十四年に制度改正をやつて以来でございますから、六年しかたつていないではないかという見方もできますけれども、世の中の変化の激しい時代でございますから、既に六年たつていないではないかという議論も成り立ち得るものというふうに考えております。

いづれにいたしましても、近年の中青年者の体力の増進と申しますか、それは大変目覚ましいものがありまして、消防本部等とつております統計等にもそういう数字があらわれているところもございます。また、消防用の機械器具等につきましても、もちろんいまだ大変な労働を必要とするものが多いわけではありますけれども、例えば、動力ホースカーの採用の問題でありますとか、あるいは心肺蘇生器などが、最近機械をそのまま持つてまいりまして、前は本人の上に乗りました自分の体重で押しながらやらないと心肺蘇生ができなかった、今はそれを機械に入れてやるということもできるというようなことになってきております。もちろんまだまだ完全に普及したわけではございませんが、そういったものの開発等もだんだん進んでおるわけでございます。

そういったようなものを背景にいたしまして、私もといたしましては、基本的な取り組みのスタンスと申しますか、立場といたしましては、消防職員は仕事が大変だから五十五歳でやめてもらう、そういう物の考え方ではなしに、確かに大変ではありますけれども、いろいろな面で努力をすることによって一般職員並みに六十歳まで何としても勤めてもらおうではないか、そういう方向に努力をしていくのが改正のスタンスとしてしかるべきではないか、こういう考え方に立ちまして、そうはいいいましても一挙にこの際五十五歳をやめてしましますと、いろいろな消防本部によ

つては無理が起るというようなことから、十五年間の暫定期間を置きまして順次六十歳に引き上げていく、こういうやり方をいたしておるわけでございます。

確かに、毎度、何回も御答弁申し上げておりますように、消防本部によりましては比較的スムーズに移行して格別の問題のないような消防本部があると思ひます。比較的大都市と申しますか、大きな消防ではそういう条件が割に整つておると思ひますが、田舎の小さな山村部の、あるいは農村部の小さな消防におきましてはやはり相当な改善努力をいたしませんとスムーズに移行ができないということもあるわけでございますので、そういうことも予想されますので、そういう点につきまして関係者の努力をお願いをし、また我々もいたしまして指導をしていきたい。そういうことを通じて暫定期間中には何とか移行ができるのではないかとというふうに考えられますので、この際廃止をさせていただきたいということでございます。

○神谷信之助君 これは、大臣、暫定期間中に何とか改正、環境改善ができるだろうと今、消防庁長官は言うんだけれども、ところが、実際には行政改革、人減らしといつて、消防職員というのは欠員があつてもふやさないんだ。そういうところがある。大火があると消防をふやさないかぬとか何とかという話が出ますけれども、「どの元過ぎれば」というやつで、平素は何かもう邪魔者がおるような感じで、そこは余り見ないというのが市町村の実態でしょう。今、行革大綱とか人減らしやれ、こういうことでますますこれは暫定期間中に人をふやすことができなくなる。この辺は大変一体どうしようにお考えか。そういう必要などところをふやそうとしないという問題ですよ。先ほど同僚議員も言いましたからもう具体的に言いませんけれども、そういう問題について大臣の見解だけ聞いておきたいと思う。

○国務大臣(吉屋信子) 消防職員の配置あるいは鎮成、いろいろ問題ございますが、今の行政改革

ということによって人員は減らすふうな傾向にあるわけではあります。やはり災害時、そういうことを考えますと、その予防的役割というものは私は非常に大きいと思ひます。特に、現在の地方においては、また防災関係の仕事がいろいろ山山治水の関係で出ておりますし、それから都会におきましては、いろいろな新しい形の火害その他消防の活躍する部門が大変多いのでありますから、私は一概に、消防を行革であるということを理由に減らすということは、やっぱり強固な町づくりという点からふさわしくないと思つております。

○神谷信之助君 もう時間ですが、最後に一問だけ。最低保障年金ですね、七十七万四千円、これがどうなるのかという問題。障害年金その他の問題もいろいろありますが、時間もありませんからそれはまあ抜きにして、七十七万四千円は今の改正でどうなるのか。改正案によつても、少なくともこれを下回るような人は出てこないということが言えるのかどうか。それから、最低保障年金はスライドしたりして上げてきておりますが、改定の今後のそういう措置、今まで附則でやってきていますけれども、その辺との関係は一体どうなるのか。この点を最後に聞いておきたいと思ひます。

○説明員(松本英昭君) 先生の御指摘に、まず最初に既裁定年金の最低保障の件をお答えさせていただきます。既裁定年金の最低保障は、今後は残ります。ただし、恩給ルールというのはなくなるわけでございますので、厚生年金の関連のルール、先生ただいま御指摘の七十七万四千円という数字が最低保障になってまいります。したがって、その七十七万四千円は当然これスライドをしまつていくわけでございます。一方、新裁の方の最低保障の考え方でございますが、これは御承知のように、厚生年金には最低保障というものはございません。したがって、今回の改革に当たりまして算定方式を厚生年金に準ずる形にすべて改めておるわけでございます。

上に職域年金相当部分を積み上げるわけでございますので、そういう観点から最低保障という考え方は原則としてとつておらないのでございます。ただし公務による遺族年金、公務による障害年金は従来どおり、公務ということでございますので最低保障という制度を残すという考え方でございます。

先生が御心配になつていただいております、それは果たして今後最低保障を従前の最低保障、厚生関連の最低保障ということにならうと思ひますが、それを下回るような例が出ないかどうか、こうおっしゃいますと、先ほど部長から御答弁いたしましたように、例えば定額部分の二百四十月分なしたとか、あるいは障害、遺族年金の三百月分なしたとかいうような制度がございますし、また基礎年金制度そのものが一種の最低保障機能を果たしておるわけでございますので、原則としてそういう例は余りないでしょうということには私は言えると思ひます。ただ、絶対出ないかとおっしゃいますと、極端に平均標準報酬あるいは平均給料月額が低い場合には全く皆無だとは言ひ切れないうと思ひます。

○神谷信之助君 意見はありますが、もう時間です。次回にします。

○抜山映子君 このたびの国・厚年金の改正及び共済年金の改正につきましては、受益と負担のバランスを図る、そして長期的に安定した年金制度をつくる、こういう説明が一般になされておるわけでございます。この改正自体やむを得ないというように認識はいたしておりますけれども、結論から言いますと、実際の年金のレベルダウンである、こういうことがはっきりと言えらうと思ひます。それで、国民にわかりやすい形でどれぐらいレベルダウンするのか、各年金について総括して簡単におっしゃつただけでないでしようか。

○説明員(橋本伸一君) お答えいたします。私どもの所管しております国民年金、厚生年金

国民年金でございますけれども、改正前におきましては二十五年加入されていた方で月額四万九千四百四十円、五十九年度の価格でございます。改正後におきましてはほぼ同水準の月額五万円、これも五十九年度価格でございますけれども、これを標準的な年金と考えております。

次に、厚生年金でございますけれども、改正前におきましては平均標準報酬月額二十五万四千円、三十二年加入、これが通常加入期間でございますが、この場合の月額が十七万三千五百円でございます。これが改正後におきましては、平均標準報酬月額二十五万四千円で、将来には四十年加入が通常になりますので、四十年加入の場合で妻の基礎年金を合わせまして月額十七万六千二百円となります。

○政府委員(中島忠能君) 地方公務員共済について御答弁申し上げます。

前提を少し申し上げますが、一つは、夫婦世帯で夫婦とも同一年齢とし、加給年金、妻の基礎年金が含まれているというふうにさせていただきます。この点、勤続年数が四十年で退職した場合といたします。三番は、給料月額が退職前一年間の平均額を三十二万三千円、全期間の平均給料月額を二十五万九千円というふうにする。四番目は、施行日の年齢が制度完成時の年齢に当たる二十歳というふうにして御説明させていただきますと、現在の基本ルールで裁定いたしますと二十二万六千円、制度改正後の完成時では、夫婦とも六十歳以上六十五歳未満の場合には十六万二千円、したがって、二十二万六千円に対するパーセントは七一・七%、夫婦とも六十五歳以上の場合には十九万三千円、八五・四%というふう

に計算されます。

○抜山映子君 今の説明を聞きますと、地方公務員の共済についてはまず粗っぽく言うとして(〇%)ぐらいダウンする、こういうふうに理解していいと思ふんですが、ちょっと今担当の方の御説明を聞いても、よく政府から出しておりますパンフレットに同じように説明してあるわけです。ところ

が、この説明を読んで、ああこれだけ厳しくなるんだなという認識をなるべく与えないように与えないように解説している、こういうふうに思われる節があるわけです。先ほど国民年金の解説につきましても、あたかも二十五年間保険料掛けて、この間まで四万九千何がして、今度も変わらないような金額で、四万九千でしたか、その後で変わらないうようなニュアンスで説明なすったわけ

です。ところが、実際には二十五年間保険料掛けてきた者で五万円、それが四十年間掛けて五万円になるというところから、実際にはどれぐらいのレベルダウンになるのかというところを、今後は政府が国民に認識させるようにしなければいけない、私はこのように思うんです。ですから、今後政府がいろいろとパンフレットなり出して解説するときには、どれだけ厳しくなるのかという面をもっと国民に考えてもらって、そういう方向でいかなければ、国民に対して大変誤解を与えて将来大変不安が発生するだろう、こういうふうに私は思うのですが、厚生省の方いかがですか。

○説明員(鈴木伸二君) 先生の御指摘でございますけれども、標準的な厚生年金の場合で申しますと、加入期間はやはりだんだん延びてまいりましてございまして、こういったことも考慮いたしますと、あなたが私どもの説明が非常に正確である、不親切であるというふうには考えておりませんけれども、御指摘の点につきましてはできるだけ今後正確にということはもちろん考えてまいりたいと考えております。

○抜山映子君 それで、政府として今後国民が老後の生活を考えた場合に、年金だけを厳しくするというところだけではなくて、先ほど公務員部長のお話では、もろもろの制度もともに考えて老後の問題を、対策を立てなければいけない、こういうように申されたわけでございましてけれども、どのようなものも整合性を保っていくつもりか、そのあたりを明らかにしてください。

○政府委員(中島忠能君) 退職共済年金が老後の生活の柱になるということは確かでございます。それ以外にどういうことで現在の退職者が生活されているかというところを見てみますと、やはり一番多いのは再び就職されて何らかの所得を得ておられるというのが多々ございまして、所得を現実得多うございまして。したがって、六十歳で定年で退職されても働くことができるように、第一の職場で働くことができるように職業開発というものを考えていかなければならないというのが第一番目だろうというふうに思います。

それから六十歳で定年で退職されて、あと年金だけで生活するのが大変だということでございましてけれども、これから在職中に老後のことも考えて、そして蓄積をしていくということも考えなきゃならない。退職準備プログラムというのが今盛んにあちこちで研究されておりますけれども、そういうことを人事管理当局としても考えて、退職後そういう方が十分対応できるように退職準備プログラムを通じていろんなことを考えていかなければならないだろう。それからやはり再就職も、さらに退職されて、その後病気になる方が非常に多々ございまして、その後病気になる方が非常に多々ございまして、やはり老人に対する医療制度というものを整備していく、充実していくというのが極めて重要な問題になってくるだろうというふうに思っています。

それ以外にも、老人の方が地域で生き生きと活動していただくために、コミュニティにおける老人の方々の活動の場所を考えていくというようにないいろいろなことをこれから研究していかなければならぬんじゃないかというふうに思っています。

○抜山映子君 欧州の年金専門家の間では、老後の問題については三本の柱というものを考えている、一つは公的年金である、次に企業年金、そして個人の貯蓄である。この三本の柱ということをお強調いたしておりますし、また同じことがアメリカ

カでは三つの保障という形で主張されております。

ところが、この企業年金と個人貯蓄の問題につきましても果たして政府が真剣に取り組んでいるかといえますと、それが大変に不備である。個人の貯蓄の問題につきましては、先ほど人事管理当局という話が出ましたが、これは個人とか個人の企業ではできない面が多いのでございまして、やはり政府として思い切った税制措置をとらなければいけない、こういう点が大変に欠けておると思ひます。この問題は後から大蔵大臣がお見えになるかもしれないので、税制優遇措置の問題は後に回しまして、企業年金の問題について伺いたいと思ひます。

その企業年金の実態についてどのように把握しておられるのか、まず御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(鈴木伸二君) お答えいたします。

現在大きな企業年金制度といたしましては、私も厚生省で所管しております厚生年金基金というものがございまして、これが基金数千六百三十三ございまして、加入員数が約六百八十八万人でござい

ます。それから、これは大蔵省の方の関係でござい

ますが、適格年金というのがございまして、これが実

施企業数で申しますと六万六千八百四十一、加入

者数で七百二十四万人、こういうことになってお

ります。

○抜山映子君 もう少し実態に立ち入って御解説

いただきたいと思ひます。

しょうか。

○説明員(鈴木伸一君) 先ほどのものに若干補足させていただきます。

厚生年金基金の場合でございますが、現在資産積立額が約十・五兆円ございます。それから適格退職年金の方は六・二兆円、こういった非常に多額の積立金を持っておりまして、さらにかなりのスピードでこの積立金が伸びると予想されております。先ほど御指摘ございましたように、企業年金の育成、普及を図る上で税制の持つ意味合いが非常に大きいわけでございますが、現在厚生年金基金の積立金につきましては国家公務員の、いわゆる国共レベルを超える部分の積立金につきまして特別法人税ということで一％の課税がされております。こういった課税問題をどのように取り扱っていくかということも育成、普及対策の上で大きなポイントになろうかと考えております。

○抜山映子君 大方の企業年金につきましては終身でないものが多い、五年とか十年とかですね。あるいはスライド制はないとか、それから妻への年金というものはない、こういう傾向があると思えますが、そのあたりについては分析しておられませんか。

○説明員(和田勝君) 企業年金の給付でございますが、私も厚生年金基金を行っておりますけれども、すべて終身給付となっておりません。その給付につきまして、スライドなりといったこととございませうけれども、基金は基本として完全積立型をとっており、将来にわたってのスライドの財源がないといったこともございまして、基金が独自に完全なスライド制を行っている例はございません。ただし、ごく一部の基金でございませうけれども、不完全なスライド制であるとか、あるいは通増型の給付といったものを行っている基金はございます。

○抜山映子君 基金はございますというふうなことでなくて、私はパーセンテージとか、そういうものの分析があれば知れたかったわけなんですすが、いかがでしょうか。

○説明員(和田勝君) 具体的な数値の比率等のデータは手元にございません。そういったデータはございませんが、例えば、スライドを実施している基金の例としては、ある百貨店の例でありますとか数例ございます。通増型を行っているところも、通増型と申しますのは、物価とか賃金の上昇率にかならず、あらかじめ初めに決められた給付のパターンによりまして、例えば、毎年二％ずつ増額していくとかといったような形でございませうけれども、そういったような例はあるカメラメーカーであるとか、製薬会社、化学会社等で三例ほどございます。

○抜山映子君 要するに、そういうものの統計的な分析は行ったことがない、こういうように了解してよろしいでしょうか。

○説明員(和田勝君) さようでございます。○抜山映子君 そのことから推察されますように、我が国の企業年金制度というものはまだまだ不備である、通増式をとっているところも数えるほどしかない、こういうことが言えると思うのでございます。そういうことで、公的年金の方は財政赤字になったから厳しくした。しかし、企業年金の方は企業任せである。こういうのが実態だと思うんですね。

それで、大蔵省の方にお聞きしたいと思えますが、個人貯蓄の育成という面について先ほど、欧米では三つの保障ということで公的年金、企業年金、そして個人の貯蓄の奨励と三つの柱を立てておられるけれども、日本の場合は公的年金を厳しくしたことだけ先行させて、あとの二つがおろそかになつていっているのではないかとことを申し上げた次第でございます。この個人貯蓄の奨励のためにやはり思い切った税制優遇を考えなければいけないと思ふんですが、その点について、今回年金が厳しくなるのとにらんでどういう対策を立てておられるか明らかにしてください。

○説明員(塩田薫君) 御質問の年金に係る税制の取り扱いでございますけれども、現在公的年金に對しましては高齢者年金特別控除、現在七十八

万円でございます。そのほかに、年金の受け取りにつきましては給与所得控除の適用が認められております。そういう意味で所得税の負担の軽減が図られているというところでございませう。

また、私的年金に對しましては、拠出段階でその掛金が生命保険料控除ということで最高五万円、それから別枠の五万円ということで個人年金貯蓄がございませう。合計で五万五千元ということ所得から控除されております。それから私的年金の受け取り段階におきましては、受け取った年金の額からその掛金の額を控除して課税をするというところになっておりますので、そういう意味で課税上の特別の措置が講じられているということでございます。

今後の年金課税のあり方という問題でございませうけれども、御承知のように現在税制の抜本的見直しが行われておりますが、その一環として公的年金及び私的年金を通ずる税制のあり方といった観点から検討を行うこととして、税制調査会におきまして学者委員で構成されます専門小委員会でも掘り下げた検討を進めることとされているところでございます。したがって、年金課税の問題につきましては今後の税制調査会の御審議を待つて適切に対処してまいりたいと考えております。

○抜山映子君 今ちょっと伺いましたところでは、まだまだ個人の貯蓄を奨励するという段階にはなっていないというところが明確に言えると思うのです。先ほど、私的年金の控除額については五万五千元ですとこういうふうに言われましたけれども、大抵の方は生命保険に入っておつてこの五万円の控除額はどうに使い果たしているわけですか。そうしますと、実際には個人年金の控除額といふのは五千元しかない。ところが、これは一つのサンプルとして持ってきたんですけれども、老後のために個人年金をつくらうという四十歳の方が、毎月二万円を掛けますと六十歳で年金月額が十二万九千元もらえる、こういうことになるわけですから、毎月二万円掛けますと年間二十四万円掛けるわけです。ところが、その二十四万の

うち控除してもらえぬのが五千元だと、こういうことになりまして個人年金をつくらうという意欲もそがれてしまうわけです。ですから、わずか五千元というのは今回の公的年金の改正ということには見合わない余りにも貧弱なものであると言えらると思ふんですけれども、この額を大幅にふやしましてということをお約束できませんか。

○説明員(塩田薫君) 個々の税制の取り扱いにつきましては、先ほど申し上げましたように、これから税制調査会の御審議を経たところで適切に判断してまいりたいということとでございますけれども、若千追加させていただきますと、個人の貯蓄の優遇という点ではいろいろと現在、生命保険だけじゃなくて、いわゆるマル優というものがあつたり特別マル優といったものがございませう。そういったものにつきましてもいろいろ御議論があるところでございますし、そういったものについても税制の見直しの中で取り上げられるだろうというふうに考えております。

それから生命保険料控除につきまして五万円ではどうかというお話がございませうけれども、これにつきましては生命保険への加入の割合、そういったものがかなり高くなつてきている、それから、この生命保険料控除をやっている結果といいますか、あらわれとして所得税の減収規模が相当程度に達しているというふうなことで、見直してはどうかという意見もあることを申し添えたいと思ひます。

いずれにいたしましても、税制上どういふふうにするかというところは今後税制調査会等の御議論を待つて適切に対処してまいりたいということとでございます。

○抜山映子君 それから、もう一つ御考慮いただきたいのが、高齢者の預金に対する扱いを今後考えていただきたいわけです。私が方々でいろいろな御意見を聞いておりますと、今マル優枠が三百万円であるけれども、若い人については別にこれが厳しくなることについて何も不満がないんですが、高齢者の方が、本当の資産家は不動産を買

うり控除してもらえぬのが五千元だと、こういうことになりまして個人年金をつくらうという意欲もそがれてしまうわけです。ですから、わずか五千元というのは今回の公的年金の改正ということには見合わない余りにも貧弱なものであると言えらると思ふんですけれども、この額を大幅にふやしましてということをお約束できませんか。

○説明員(塩田薫君) 個々の税制の取り扱いにつきましては、先ほど申し上げましたように、これから税制調査会の御審議を経たところで適切に判断してまいりたいということとでございますけれども、若千追加させていただきますと、個人の貯蓄の優遇という点ではいろいろと現在、生命保険だけじゃなくて、いわゆるマル優というものがあつたり特別マル優といったものがございませう。そういったものにつきましてもいろいろ御議論があるところでございますし、そういったものについても税制の見直しの中で取り上げられるだろうというふうに考えております。

それから生命保険料控除につきまして五万円ではどうかというお話がございませうけれども、これにつきましては生命保険への加入の割合、そういったものがかなり高くなつてきている、それから、この生命保険料控除をやっている結果といいますか、あらわれとして所得税の減収規模が相当程度に達しているというふうなことで、見直してはどうかという意見もあることを申し添えたいと思ひます。

いずれにいたしましても、税制上どういふふうにするかというところは今後税制調査会等の御議論を待つて適切に対処してまいりたいということとでございます。

う、あるいは株を買う、あるいは金を買う、こういうことができるけれども、普通の市民は、退職したときに退職金をもらおうと、それを貯蓄に回してその利息で自助自立を考えると、それが典型的なことであるのに、いまだにこの枠が三百万円というところではむしろ不満である、むしろ五百万ぐらいにしたい、少なくとも一定年齢以上の高齢者については特別なことを考えてもらわなければ、自助自立といってもそういうことはできない、いやないかと、こういう不満をよく聞くのでございます。この点について御意見いかがでしょうか。

○説明員(塩田薫範君) 今の高齢者につきましては特別な配慮ということでございますけれども、これにつきましては昨年の利子・配当課税のあり方についていろんな議論の中で御意見が出たところでございます。そういった過去の経緯等を踏まえてこれから税調等の審議が行われるだろうと期待しております。その結果を待つて適切に対処してまいりたいと思っております。

○抜山映子君 今までの御答弁からも明らかのように、個人の貯蓄の育成という面においては非常におくれをとっているということが言えると思うのでございます。今後の早急な措置を考えていただきたい、こういうことを特に申し上げておきたいと思っております。

ところで、今回の改正によりまして、特に婦人の方ですが、結婚、離婚、再婚ですね。職歴については就職、退職、再就職、あるいはパートタイマーも含めての就職ですね。こういうようないろいろな婦人のほぼ四十年にわたる生涯をどういうように把握していくか、非常に複雑になるんじゃないかと思われませんか、この記録保存をどういうようにするお考えでしょうか、お答えください。

○説明員(植西常郎君) お答えいたします。

三号被保険者につきましては保険料の納付を要しないということになっておりますけれども、この保険料の納付にかわるものとしたしまして、三

号被保険者に該当したときとか、それから該当しなくなったとき、そういった場合には本人から市町村に届け出をいただきまして、これによりまして被保険者の把握をやっていくというふうなことにしております。したがって、この三号被保険者にとつてこの届け出というのは非常に重要な届け出になってくるわけでございますが、この届け出の履行につきましては市町村の広報紙とかそれからテレビ、新聞、雑誌、ポスター、そういったものによりまして積極的な広報をやっていくことにしておりますが、これと並行いたしまして夫の勤務先の事業主を通じて呼びかけを行うというふうなことを考えております。こういった措置によつて周知を図っていきまして被保険者の管理の適正化に努めていきたい、かように思っております。

また、非常に難しいんですが、市町村の公簿であらかじめ未適用者を洗い出しまして、可能な限り個別勧奨を行うといったようなことにつきましてもあわせて考えていきたいと思っております。

○抜山映子君 恐らく本人からの届け出というお答えが出ることを想定しておりましたけれども、この本人からの届け出ということになりますと、やはり新年金制度の周知徹底を図るためのPR、特にその届け出が必要な場合に落ち度がないようにPRする必要度というのは極めて高くなっていくと思っております。この点について疎漏なきを期していただきたいということを申し上げたいと思っております。

ところで、先ほど同僚議員も質問されたんですが、婦人には五万円の基礎年金が保障されたというところで、全員が保障されたんだというように誤解している御婦人がたくさんおられるわけです。共済年金について言いますと、被保険者の妻が国民年金に加入しなかった場合に施行時四十歳周辺の配偶者の基礎年金が非常に低くなる。これを特例納付制度、今までもよくこれで救済してきたわけですが、今回この四十歳周辺の妻について特例納付制度で救ってくださるお気持ちはいかがでしょうか。

んか。

○説明員(橋本伸一君) 今さら申し上げるまでもないんですが、基礎年金は社会保険方式で運営しております。これは保険料の拠出、それと給付と連動いたしておりますのでございます。したがって、被扶養配偶者の方で国民年金に任意加入されていなかった方につきましては、その拠出が行われなかった部分について何らかの措置をとるということとは、こういった社会保険の制度の仕組み上なかなかとりがたいものであると申し上げざるを得ないところでございます。

○抜山映子君 制度の切りかえの上でもやむを得ないというお考えのようですが、ひとつ研究してみてください。

それから、減額年金制度について伺いたいのですが、この制度は厚生年金にはないものですね。どのような趣旨でこの減額年金制度は設けられているのでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 恩給制度等の旧年金制度から現行の共済年金制度に移行した場合に支給開始年齢の引き上げ等が行われて、そのときの激変緩和措置の一つとして減額退職年金制度が採用されたというふうに記憶しております。

○抜山映子君 現在、この制度の受給者はどれくらいいて、また男女別ではどのようなふうになっているのか、あるいは平均年金額の水準はどれくらいになっているのか、これについてお答えいただけますか。

○説明員(松本英昭君) 現在、減額退職年金の受給権者は一万七千四百四十人で、五十八年度末の数字でございます。男女の比率につきましては地共連合会のデータでお答えさせていただきます。思うのでございますが、男が五七・五％、女が四二・五％でございます。減額後の平均年金額は月十一万五千四百十四円と相なっておりますのでございませう。

○抜山映子君 減額率を四％とした根拠はどういうことなんでしょうか。

○説明員(松本英昭君) 先生御指摘のように、現在特例的な減額率が四％と、こういうことになっ

ておりますが、この特例的な減額率というのが従前から続いております減額率でございます。そのもとをたざしますと、以前まだ平均余命が現在のようになかった時代の保険数理に基づく減額率というのがその程度であったというふうに言われております。

○抜山映子君 そういうことだと、減額年金をもらった方がトータルとしては得になるんだということになりませんか。

○説明員(松本英昭君) 御指摘のように得になりますか損になりますかというところは、結局その方の受給期間によつてくるわけでございます。現在、いわゆる保険数理に基づきます減額率というのは一年で大体八・五％という数字でございます。四％というのはそれより低い減額率でございます。平均余命だけでもそれより低い減額率であれば得になるという人が言えると思っております。一般的には得になる人が多いんだという物の言い方はできようかと思っております。

○抜山映子君 この減額制度を段階的に廃止するその根拠はどういうことでしょうか。また廃止によつて支障を生ずる者が出ませんか。

○説明員(松本英昭君) 確かに減額の退職年金制度を今回の改正で廃止いたします。今回の改正で廃止いたしますが、同じ機能を持ちますいわゆる支給の繰り上げ制度というものを経過的に残します。その支給の繰り上げ制度というものを経過的に残しますのは、ただいま先生御指摘の、四％の特例的な減額率で減額退職年金を受けられる方が現在の制度で持っております期待権、それを尊重するという意味から設けております。具体的に申し上げますと、昭和十五年の七月一日生まれの方までということに相なってくるわけでございますが、その方々は四％という今先生御指摘のような、割合有利な減額率で受けられるそもそも期待権があったということを尊重して残すものでございます。

それに引きかえまして、一般的な保険数理に基づきます減額退職年金ということになってまいり

ますと、これは年金本来の使命でございます。老後、特に家督能力が相対的になくなつてくる高齢の年代になりますと、減額率によりまして一般よりも安い年金受給に甘んじなければならぬという事になります。それは年金の持ちます本来の機能とも相反する面も出てくるのではないかと、そういう点を勘案いたしまして、今回の減額退職年金制度というものは、支給繰り上げ制度を経過的に残すという事を条件に廃止をすることにいたしました。でございます。

なお、先生御指摘のように、厚生年金もこういう制度はございませんので、それと合わせたという面もござります。

○抜山映子君 減額のパーセンテージについては四割にこだわることはないと思うんですけども、制度自体は個人の選択を認める、特に女性が生涯設計の上で大きなよりどころになつてゐる面があると思うんです。この制度を存続した方が私はいいのではないかと、こういう考え方を持っておるんですけども、存続するように修正するお考えはございませんか。

○政府委員(中島忠能君) 今、福利課長から説明申し上げましたように、厚生年金にはない制度でございます。そして、この減額退職年金制度というものを活用されますと、本来に退職年金が必要になる高齢者になつてから、今は四割でございますけれども、もう少し高い減額率というものを適用せざるを得ないと思ひますから、高齢者になつてからの年金額が少なくなつていくことは、最初に先生がお話しになりましたように、やはり高齢者の生活の支えの一部がそれだけ欠けるといふことになりまして、厚生年金にもそういう制度がないわけでございます。

したがひまして、これから十年間かけてこの制度を廃止しようというわけでございますので、この十年間に関係者の方々に徐々にこの制度の廃止に向かつていろいろな準備をしていただきたいというふうに思ひます。そして、やはり高齢者になられて、本当に年金が必要なきにちんとした

年金が受けられるようにした方が年金制度としてはいいんじゃないかというふうに思ひます。

○抜山映子君 私が想定したのは、女性の働き手が、私はもう体力も弱まつたしこの辺で退職して、夫も働いてゐることで、ここで年金をもらつてむしろ悠々自適の、年金は少なくとも主人もいることだしここで退職したいという女の人が多いことが実情です。そういうことを考えて残す方がいんじゃないかと思ひますけれども、再度御考慮いただけませんか。

○政府委員(中島忠能君) 先生が今お話しになりましたように、御主人も働いておられる、そして奥さんも働いておられる、そういうときに奥さんが早くおやめになりまして減額退職年金を受けたいというのは、この限りにおいては話としては理解できるわけでございますけれども、先ほどからいろいろな議論がござりますように、年度の年金は現在の年金と異なりまして個人単位の年金に給付設計を変更してまいりますので、共働きだということでは実は余り安心してもらつては困るわけでございます。やはり高齢者になつてからの年金額が完全な形で受けられるようにお考えいただいた方がいいんじゃないかというふうに思ひます。

再度申し上げたいんですけれども、厚生年金がこういう制度を現在としておりませんので、それに十年間かけて合致していただいた方がやはりいいだろうというふうに思ひますので、御了解いただきたいというふうに思ひます。

○抜山映子君 私が思ひますのは、今回の改正によりまして共働きの方と単身者の方が今までに比べて非常に厳しくなる、こういうことが言われておるわけです。共働きの場合は確かに率は大きく下がりますけれども、夫婦がそれぞれに年金を持つ意味におきまして、老後の保障という意味ではそう心配はないと思ひますが、一番心配なのは単身者、特に女性の単身者の場合ですね。大変に厳しいことになる。というのは、結婚しておられんから子供もいない、そうすると自分一人で老後を考えなければならぬわけでございます。そ

ういう独身の女の人が大変厳しくなる。そうすると、今後、女性の自立とかいうきいことを言つておりますけれども、内情は大変厳しくなつていくんではないかと思ひます。この独身の女性について、年金自体がレベルダウンすることはいくら仕方のないとしても、ほかの面での優遇措置をお考えにはなつていないでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 独身の女性の方だけに着目した優遇措置というものは実は考へておりません。先生が今お話しになりましたそういう方々のためにやはり減額退職年金は十年間かけて廃止をさせていたきたい、そしてそういう独身の方が高齢者になつてからきちんとした年金がいただけるようにさせていたきたい方がいんじゃないかというふうに思ひます。また、減額退職年金を十年間かけて経過措置を設けながら廃止をさせていたたく、その期間に独身の女性の方にもそれなりのいろいろな準備をしていただきまして対応していただけないかというふうに思ひます。

○抜山映子君 もう一つ問題は、年度の改正によりまして男性が結婚する場合にも妻の年齢についてちよつと考へなければならぬという結果が出るわけですね。と申しますのは、例えば十歳年下の妻をもらいますと、妻が六十五歳にならないうちに年金がもらえないわけですから、男の本人の方は七十五歳にならなければ合算した額がもらえないわけですね。そうすると、七十五歳は平均寿命でございますから、妻が基礎年金をもらえないところにはもう自分は命がない、こういうようなことになるわけですね。満額もらおうと思つと、五歳年上の妻をもらつと六十歳で定年したときに妻の基礎年金ももらえない。こういうようにたまたま結婚の相手によつて年金の額が違ふ、こういうことになるわけですね。これは個人に年金を確立したのだから、その結果だからやむを得ないという言い方をきつとなされると思ひますけれども、普通の場合は、離婚するといふような場合はパーセンテージとしては非常に少ないわけで、大方は夫婦がともに年

とつて合算して年金をもらつ、こういうのが実態だと思ひます。そうしますと、これは既に厚生年金の方で可決されてしまつておりますから蒸し返しの議論にはなりませんけれども、将来的な展望として私は考へていただいたらいいんじゃないかと思ひます。妻の加給年金が少な過ぎやしないか、これをもう少しふやせば、結婚相手が幾つかによつて男の老後の収入が左右されるという面が調整されていくと思ひますが、この点について長期的なお考えで改正してくださるお考えはないか、お伺ひいたします。

○政府委員(中島忠能君) さきの国民年金、厚生年金の改正法案の審議の際にも今、先生が御指摘になられましたような問題についていろいろ御議論がございました。そして、今、先生がお話しになりましたようにいろいろな議論がございましたけれども、一応制度が可決されました今施行を待つておるわけでございます。ただ、先生がお話しになりましたような問題はそれなりに理解できますけれども、六カ月ほど前の国会で可決された問題につきまして、長期的展望と言ひながらも私たちがのような小役人があれこれ申し上げるのは今の段階ではひとつ御勘弁いただきたいというふうに思ひます。

○抜山映子君 ひとつ問題としてお考えおきいたしたいと思ひます。

○委員長(増岡康治君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

十二月十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、住民税の課税最低限引上げに関する請願(第七二二号)(第七八九号)(第八一八号)
一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(第八一九号)
一、住民税の課税最低限引上げに関する請願(第八三〇号)

一、地方税の法人均等割税額の軽減に関する請願(第八四六号)

一、住民税の課税最低限引上げに関する請願(第九二七号)

第七六二号 昭和六十年十一月二十九日受理
住民税の課税最低限引上げに関する請願
請願者 愛知県瀬戸市松山町二八ノ一二
吉田清外百九十名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四八二号と同じである。

第七八九号 昭和六十年十二月二日受理
住民税の課税最低限引上げに関する請願
請願者 愛知県東海市富木島町伏見一ノ一
八ノ七山中ビル内 土井昇次外二
百四十六名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四八二号と同じである。

第八一八号 昭和六十年十二月四日受理
住民税の課税最低限引上げに関する請願
請願者 京都府亀岡市旅籠町三二 成田喜
作外百九十七名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四八二号と同じである。

第八二九号 昭和六十年十二月五日受理
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
案反対に関する請願
請願者 静岡県掛川市園ヶ谷一、〇三三ノ
二 曾根国司外三千七百九十六名

紹介議員 松前 達郎君
政府は、今国会で、国民年金法等の一部を改正する法律に連動して、制度発足以来の改悪といえる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案等の成立を企図している。これらの法律案は、昭和七十年を目標とする公的年金一元化計画に基づき、基礎年金制度を導入して低位平準化をすす

めるもので、給付水準の三十パーセント以上の切下げ、原則六十五歳への支給開始年齢の繰延べ、国庫負担の大幅削減など、老後生活に重大な影響を及ぼす。更に、法律施行後、大幅に掛金を引き上げることは明らかである。また、既裁定者の通年方式への裁定替えによつて、年金改定のストップを企図するなど、年金受給者の生活をおびやかすものである。昨年の健康保険法の改悪、共済年金の掛金の大幅引上げに続いて、年金制度の改悪により、老後生活の基盤をくすそうとしている。五年連続して軍費費を突出し、一方で社会保障制度を改悪する政府の姿勢には反対である。ついで、すべての者が豊かな老後生活を送り、安心して生活できる制度を充実、改善するため、次の事項について実現を図りたい。

- 一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の成立を断念すること。
- 二、地方公務員共済組合制度を堅持し、その財政基盤を確立すること。
- 三、政府は、時代に逆行する年金改悪計画を撤回し、国民生活本位の立場で公的年金制度を次のように改革すること。
- 1 全国民平等にうけられる全額国庫負担・定額支給による生活保障の基本年金を創設すること。
- 2 基本年金の上に、労使負担割合三対七の報酬比例年金を積み上げること。地方公務員共済年金は、職域年金要素を残し、独自の報酬比例年金として存続、再編成すること。
- 3 基本年金と報酬比例年金の合計は、ILOの基準により一時金を含めた従前賃金の五十五パーセントとすること。
- 4 支給開始年齢は、定年と年金の結合を原則に六十歳とすること。
- 5 年金額の改定は、賃金自動スライドとして法制化すること。
- 6 財政方式については、積立方式から段階的に賦課方式に移行し、積立金の管理は労働者代表が参加する機関で民主的運用をすること。

と。

第八三〇号 昭和六十年十二月五日受理
住民税の課税最低限引上げに関する請願
請願者 京都府船井郡丹波町下山 大槻俊
治外百七十九名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四八二号と同じである。

第八四六号 昭和六十年十二月五日受理
地方税の法人均等割税額の軽減に関する請願
請願者 広島県福山市水呑町一、一六三ノ
一 田坂力外百七十八名

紹介議員 浜本 万三君
中小零細企業法人は、第一百回国会の地方税法の改正により法人均等割税額が二・五倍に引き上げられ、昭和五十七年度からみると五倍以上という重税となつてゐる。更に、国税や地方税など限度を超える税負担に悩み、不況のしわ寄せや下請の悲哀をまともにうけている。ついで、中小零細法人の生活と経営を守るため、次の事項について実現を図りたい。

- 一、中小企業法人の均等割税額を軽減すること。特に、零細法人については大幅に軽減すること。
- 二、税負担の適正化のため、中小零細法人の均等割税額の課税段階を細分化すること。
- 三、中小企業等協同組合法に基づき、企業組合等については別途に軽減措置を講ずること。

第九二七号 昭和六十年十二月六日受理
住民税の課税最低限引上げに関する請願
請願者 愛知県津島市立込町二ノ九二津島
民主商工会内 森平外千五百十二
名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四八二号と同じである。

昭和六十年十二月二十五日印刷

昭和六十年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局